

国民生活審議会消費者政策部会（第9回）

平成 14 年 10 月 21 日

内閣府国民生活局

国民生活審議会消費者政策部会（第9回）

平成14年10月21日（月）14:00～17:00

中央合同庁舎第4号館第4特別会議室

議事次第

- 1 開 会
- 2 消費者の安全の在り方について
- 3 その他
- 4 閉 会

配布資料

- 資料1 消費者の安全の在り方について（論点ペーパー）

国民生活審議会消費者政策部会委員名簿

部会長	落合 誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	有馬 真喜子	国民生活センタ - 会長
	岩田 三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	浦川 道太郎	早稲田大学法学部教授
	加藤 真代	主婦連合会参与
	田中 尚四	日本生活協同組合連合会副会長
	野村 豊弘	学習院大学法学部教授・常務理事
	福川 伸次	株式会社電通 顧問
	福原 義春	株式会社資生堂名誉会長
	増田 滋	食品関連産業別労働組合連盟会長
	松本 恒雄	一橋大学大学院法学部研究科教授
	茂木 友三郎	キッコ - マン株式会社代表取締役社長
	山中 博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
臨時委員	浅岡 美恵	弁護士
	伊藤 穰一	ネオテ二 - 株式会社代表取締役社長
	大羽 宏一	大分大学経済学部教授
	高 巖	麗澤大学国際経済学部教授
	高橋 宏志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	鍋嶋 詢三	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	宮部 義一	経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
	山本 豊	上智大学法学部教授

国民生活審議会第9回消費者政策部会出席者

部会長	落合誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	有馬真喜子	国民生活センター - 会長
	岩田三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	加藤真代	主婦連合会参与
	田中尚四	日本生活協同組合連合会副会長
	野村豊弘	学習院大学法学部教授・常務理事
	福川伸次	株式会社電通 顧問
	福原義春	株式会社資生堂名誉会長
	増田滋	食品関連産業別労働組合連盟会長
	松本恒雄	一橋大学大学院法学部研究科教授
	山中博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
	臨時委員	浅岡美恵
大羽宏一		大分大学経済学部教授
高巖		麗澤大学国際経済学部教授
高橋宏志		東京大学大学院法学政治学研究科教授
鍋嶋詢三		社団法人消費者関連専門家会議顧問
宮部義一		経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
山本豊		上智大学法学部教授

以上18名

1. 開 会

落合部会長 それでは、時間になりましたので国民生活審議会の「第9回消費者政策部会」を開催いたします。お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

議事ですが、最初に事務局の方から本日の資料につきまして御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

2. 議 事

消費者の安全の在り方について

七尾国際室長 本日の消費者の安全の在り方について担当させていただきます国民生活局国際室長の七尾でございます。どうぞよろしくお願いたします。

資料でございますが、3点ございまして、1として『消費者の安全の在り方について（論点ペーパー）』でございます。2として『消費者安全に関する意見』、これは田中委員からいただいているものでございます。3として、加藤委員、山中委員、浅岡委員より『教育と介護サービス分野における契約の適正化と安全確保について』というペーパーをいただいております。以上の3点でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、資料の説明をさせていただきたいと思えます。

私の方からは、資料1『消費者の安全の在り方について（論点ペーパー）』について御説明させていただきたいと思えます。この論点ペーパーは大きく3部構成になっておりまして、「消費者の安全の現状」、それから「消費者の安全に関する基本的考え方」、最後に「消費者の安全の在り方」でございます。1が現状を述べたものでございまして、2及び3が論点を含んだものでございます。それでは、資料に従いまして御説明させていただきます。

「1. 消費者の安全の現状」でございます。1ページになりますが、大きく（1）と（2）、苦情相談の状況及び法の整備状況について述べてございます。

苦情相談の状況に関しましては、参考1に掲げられております危害情報システムの概要をご覧ください。危害情報といいますのは、こちらにあります商品やサービス、設備等により生命や身体に危害を受けた事例、危険情報の方は危害には至っていないがその恐れがある事例でございます。情報収集先は全国の消費生活センターが受け付けた情報や国民生活センターの協力病院を訪れた患者よりの情報、これらを集めたものでございます。

このトラブル数は、ポイント にございますように、依然として多い状況であるということが言えると思えます。2001年度で、危害情報件数で5,439件に及んでおります。特に

その中でも化粧品、エステティックサービス、医療サービス、健康食品等、製品のみでなくサービス全体に及んでおります。さらに特徴的な点といたしましては、アレルギー反応や誤使用によるものなど、適切な表示とか情報提供により被害を少なくできるものも見られるという点でございます。

また、危害には至っておりませんが、危険情報として把握しておりますものの中で、自動車は圧倒的に多いというのは、特に資料では5ページ目に掲げてございまして、桁が違う状況になっております。具体的な声は、6ページの参考2以降に、車両・乗物、食料品、その他の分野ごとにさまざまな苦情相談の内容を掲げてございます。

次に進みたいと思います。11ページをおめくり下さい。「法の整備状況」でございます。ポイントは、3点あるのではないかと考えておりまして、個別のさまざまな法において製造段階における安全基準を設定し、物が流通していく、その段階での監視、改修、さらに危害が及んだ場合の報告開示等々の制度を組み合わせ対応しておるのが現状でございます。被害発生後の救済に主眼を置いた民事ルールとして、PL法（製造物責任法）が施行されております。

右ページの参考3は、さまざまな社会問題を踏まえて、法制度等どのように対応してきたかというものでございまして、1968年の消費者保護基本法の公布以降、さまざまな法律、政省令等法的な制度の対応を行ってきております。製造段階の安全基準に関しては、規制緩和が一般的に唱えられておりまして、細かな技術基準への適合を求めるよりも、むしろ一定の性能を満たしているか否かという評価への移行ということで、国等が個別にチェックする仕組みから事業者個々による自己認証をベースとした第三者機関による適合性評価制度の導入等が行われてきております。事業者に対する危害情報の報告義務等については法律により規定ぶりに差がありますが、明確な規定がない法律も少なくないという状況でございます。

資料3は今申しましたような社会問題を踏まえた法制度等の対応でございます。特に13ページの一番上にありますように、1994年に製造物責任法が公布され、翌95年7月から施行されております。その他、最近の2000年、2001年、2002年に起きた、種々の事件を反映し、法的な対応をとってきております。

参考4は、先ほど申しましたさまざまなツールを組み合わせ、対応しているという現行法の体系、ちょっと横になって恐縮でございますけれども、主だった法律を掲げてございます。流通前の規制、それから流通後の規制、立入り検査、回収命令、改善命令といっ

たさまざまな規制を組み合わせた対応をしてきているというものでございます。

15 ページをおめくりいただきたいと思います。先ほど申しました 95 年 7 月に施行された製造物責任法の概要でございまして、趣旨、法目的を掲げ、製造物としては製造又は加工された動産一般をターゲットにしています。それから、責任主体としては(5)にございますけれども、製造業者、加工業者、輸入業者、製造物の氏名等の表示をしたもの等が責任主体となっております。

それから、右側の参考 6 でございますが、これはさまざまな閣議決定等で規制緩和の流れを記したものでございます。経済構造改革推進計画フォローアップでは「国民の生命・身体・財産等に支障が生じないことを前提として、政府の規制は必要最小限のものとする」という流れになってきております。

次に、17～18 ページをおめくりいただきたいと思います。これは特に最近発生した消費者の安全に関わる主な問題でございまして、2000 年に生じた三菱自動車のリコール隠し事件、それを踏まえまして、今年の 7 月に道路運送車両法の改正を国土交通省が行いまして、リコールに関する命令権を創設し、罰則を強化したという改正です。施行は来年 7 月の予定でございます。

食品の安全問題に関しましては、御案内のように B S E の問題を踏まえまして、食品安全委員会(仮称)の設立準備が進められておりまして、食品安全基本法案(仮称)の作成作業も進められております。18 ページにあります健康食品問題は最近の問題でございまして、ダイエット用健康食品にかかる死亡等の健康被害が多数発生した問題でございまして。厚生労働省は早期に最寄りの医療機関や保健所等に相談する旨を広報し、対応してきております。

次のページをおめくりいただきたいと思います。

18 ページまでの現状を踏まえまして、消費者の安全に関する基本的な考え方として、我々考えておりますのが、論点 1 の でございます。消費者の安全は基本的かつ重要なものであり、消費者の権利として位置づけて、その権利を実現するためのものとして、各種の安全施策を考える必要があるのではないかというものです。以前この部会で、消費者保護基本法に関する基本的な論点を御議論いただいたときにも、消費者の権利について御議論いただいたわけですが、消費者の安全確保というものもその消費者の権利の一つではないかと考えるわけでございます。

参考として掲げておりますのは、各国の消費者保護関連法等における消費者の安全にか

かる権利規定でございまして、さまざまな消費者の権利という形で規定されている例です。

は規制の在り方に関して、「一般的に事前規制から事後チェック型規制への移行」ということで、安全を確保しながら規制は必要最小限のものにしていくという流れがあるわけですが、消費者の安全確保等の分野では、やはり一定の事前規制が必要不可欠ではないかという点でございます。

実際にここ数年、各省で行われてまいりました規制緩和も需給調整等の経済的規制を廃止ないし縮小するものでございまして、安全規制を緩めるものではなかったと認識しております。

21 ページをおめくりいただきたいと思います。消費者の安全の在り方に関してです。一つの時系列に従って、(1) として物を作る段階、サービスを提供する段階での安全確保、(2) として物が流通していく段階での問題、(3) として情報の収集提供の在り方、さらには被害が起きたときの事後的な救済というようになってまいります。21 ページは物の製造、サービス提供段階での安全確保の論点でございます。

論点 2 に関してですが、現行の安全法制は製品を中心に整備されておまして、先ほどの P L 法でも動産一般という形になっておりますし、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保等に関する法律、ガス事業法、電気用品取締法、これらを製品安全 4 法としておりますが、これらも同様に、基本的には製品を中心に整備されてきています。そういう中で、苦情相談の状況等では、先ほどごらんいただきましたように、サービス分野の苦情相談がかなりのウェイトを占めてきております。参考 9 にごく簡単に、商品・サービス別の危害情報件数の推移が掲げられておりますが、95 年度と比べまして、サービスのウェイトが倍くらいになっているという状況でございます。

例として、苦情の多いものの中でエステティックサービス産業がございまして、これは公的資格という形はなく、参考 10 に掲げてありますように、日本エステティック協会が認定した認定校が資格認定をしています。認定者は 1 万 6 千人くらいおり、ある技術の資格認定を行っているわけですが、エステの需要に対して資格取得者が少ないですとか、認定校の認定基準等々が果たして適切かというような問題も拭い切れない状況でございます。さらに問題点とは、医行為に相当する行為が医師免許を有しない者により行われている点があります。医師法違反に問えるケースであれば医師法違反に問うわけですが、そこに至らないようなギリギリのサービス行為のようなものが、実は実際のところ、そういう医師免許を有しない者により行われているケースもあるというものです。届出なしで開業でき、

実質的教育を受けていない者も行えるという点も指摘されております。こういうサービスの安全について対策を検討すべきではないかという点があるかと思えます。

次の 23 ページをおめくり下さい。論点 3 ですけれども、規制の在り方として、一定の安全を確保しつつ、見直しが進められてきておるわけですが、事後チェック体制の整備は必ずしも十分とは言えない状況にあるのではないかという点です。例えば、食品の分野で一律の基準による規制にかえ、H A C C P が導入されたが、その後も牛乳の食中毒事件などが発生した事実がございます。H A C C P ですが、参考 11 にありますように、衛生管理手法でございまして、食品の製造業者が食品の製造確保工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害について調査・分析をあらかじめして、その結果に基づいて、その製造工程のどの段階でどういう対策を講ずれば、より安全性が確保された製品を得ることができるかということを決めてウォッチングしていくというものです。

このシステムは欧米ではかなり早くから食品業界に取り入れられておりますけれども、我が国では平成 7 年の食品衛生法の改正で、総合衛生管理製造過程の承認制度というものを導入し、このシステムを推進してきたところなんですけれども、それでもその後にそういう食品にかかる問題、食中毒問題というのが生じてしまいました。その食品衛生法の施行体制、それから J A S 法の体制等々を参考 12 に掲げております。国の体制、都道府県の体制とあけてありますけれども、このような体制で、検査、監督、調査を行うわけですが、果たしてこれが十分かどうかという点でございます。

さらには、行政による監視体制を補完する事後チェック体制として、安全基準を自主ルールとして決めていただいて、その後、法的な位置づけを検討するとか、参考 13、次のページですが、消費者による申立権というものが規定されている法律、J A S 法ですとか、消安法に例がありますが、こういう制度を広くその他にも及ぼし活用していくということは考えられないかという論点を掲げてみました。

次に、27 ページをおめくり下さい。製品流通後、物が実際に流通した後の安全確保に関しては、製造業者と販売業者が関わってまいります。現行の法体系は、製造業者の責務を中心に規定されており、販売業者の責務は先ほどの製造物責任法では、製造業者、輸入業者等が責任主体になっておりましたが、非常に限られた形になっております。ただ、販売業者は消費者からのクレームをダイレクトに受ける立場でございまして、安全に関する情報を有しているということで、かなり早期に情報が把握されることで被害の発生とか拡大を防止できるのではないかと考えられるわけですので、消費者安全を確保していく上で、卸、

小売あるいは輸入業者といった販売業者の責務をどう位置づけていくかという点が論点として考えられるかと存じます。

例えば、販売業者に対して保有する危害情報の報告義務を課すことについて検討するのも一案かと考えております。参考として掲げましたのは、2001年に改正されたEUの一般製品安全指令で、これを踏まえて各国は自国の制度を充実させてきております。

その中で、製造業者、販売業者の責務が掲げられております。特に販売業者の責務で、自ら供給した製品の安全性の監視やそれらの製品に起因する危険の回避に協力しなさいとか、製品の危険に関する情報を提供しなさいとか、専門的知識に基づいて市場に供給された製品が消費者に危険を及ぼすことを知り、又は知り得べき場合、直ちに所轄官庁に報告しなさいとか、さまざまな規定がございます。これらを参考にしながら、販売業者の責務というのを考えるべきではないかという論点でございます。

次の29ページをおめくり下さい。これは物が流通した後の監視と回収でございます。

監視及び回収義務につきましては、薬品、食品、自動車、消費生活用製品等の分野で既にリコール制度が存在しておりまして、個別業法を単位とした対応が図られてきておりますが、やはり分野は非常に限られておりまして、事業者の自主性に任されている面が多いものですから、解決すべき点も多いのではないかと考えております。やはり、EUの一般製品安全指令では、リコールを重視した制度化が進められて、各国は一段と明確にこの制度を採用してきておりますし、我が国でも先ほど申し上げました道路運送車両法の改正が本年7月に行われまして、自動車のリコール隠し事件への対応の一環として、リコールに関する命令権を創設し、罰則、罰金額等を引き上げたという法改正が行われております。

こういう状況の中で、といたしまして、リコール制度の充実を検討する必要はないかという問題がございます。として、製品が種々複雑化してきておりまして、流通開始当初には危険が十分に予測できなかったけれども、使用の仕方によっては生命・身体に危険が及ぶこと、目的外使用、誤使用も含まれると思いますが、使用の仕方によってはそういうケースもあり得るわけで、こういう場合にも生命・身体に対する危険が生じた場合には、危険回避のための措置を行政が命令し得るような権限を幅広い分野で制度化するというのは如何かという問題でございます。

これらの緊急命令等の規定例は、次のページの参考15に掲げられておりますように幾つかの法律でございまして、薬事法に基づく緊急命令、食品衛生法に基づく必要な措置をとるべきことの命令、電気用品安全法に基づく危険等防止命令等でございます。

31 ページもその例でございまして、幾つかの例が掲げてございます。

33 ページをおめくり下さい。自動車のリコール制度の場合は、特にメーカー等が自主的に調査検討を行い、国に対して相談・報告をする。そして、国の指導を受けてメーカー等がリコールの届出をし、国が公に周知するという流れになります。33 ページの(注)は現行のシステムで、大臣による改善措置等の勧告に従わない場合はその旨を公表できる制度です。本年7月に行われた改正は、それでも従わない場合にリコール命令を発することができることを内容とし、来年7月に施行されることになっております。関連規定は長くなりますけれども、34 ページ以降に掲げてございます。

36 ページの参考 17 はE Uの一般製品安全指令でございまして。

37 ページに進みたいと思います。そういう中で情報の収集・提供の在り方に関しましては、図にありますように、消費者、事業者、行政からなる三角の関係において、行政から消費者への情報提供というものでございまして。「危害情報の開示等」と図の中にはございまして、危険・危害とか欠陥情報の開示というものは食中毒ですとか、自動車のリコールに関して実施されてきておりますが、明確に制度化されていないものも多くございまして、最近のダイエット用健康食品による健康被害の問題でも種々強化が課題となってきましたので、行政から消費者への危害・欠陥情報の開示の仕組みというのを幅広く制度化する必要があるのでないかという点でございまして。

どのような情報をどういう形でどのように透明性を確保しながら情報を提供していくか、その際に関係機関はどういうふうに関連を保ち、かつ必要に応じて諸外国の行政機関に対して情報の開示を求めていくかどうかという点も入ってくると思います。

参考 18 は、厚生労働省が行っております食中毒の関連情報でございまして、ホームページでこのような食中毒の関連情報を見ることができます。次の 39 ページでございまして、これは国土交通省の行っておりますホームページ上の公開ですが、リコールの情報です。下段にありますように、具体的にどういう車のどれくらい走ったものがどういう状況になったかという、細かな情報でございましてけれども、一般からアクセスが可能な情報となっております。

参考 19 は、E Uの一般製品安全指令の行政からの情報提供に係る規定でございまして。

次の 41 ページでございまして、先ほどの図における事業者からの情報提供です。事業者から行政への危害・欠陥情報の報告義務を課しているもの、これも自動車のリコールですとか、薬事法に基づく副作用・回収の報告等少数にとどまっておりますし、消費者に対する

情報提供でも、例えば食品の分野でBSEの問題を契機として、トレーサビリティ、履歴情報の追跡可能性を高めなければいけないということが求められたりしております。

こういう危害・欠陥情報等に関しまして、事業者による行政の報告義務ですとか、消費者への情報提供を幅広い分野で制度化する必要があるのではないかという点、それから官公署に対しては情報公開法に基づく公文書の適切な管理・公開が現在既に義務づけられているわけですが、事業者に対して文書管理義務を負わせることがきるかどうか。生産から販売までの経路特定性を高めるために、例えば伝票管理を徹底する方策を考える必要はないかとか、そういう論点があり得るかと考えております。

参考 20 は、車道路運送両法や、薬事法の規定例でございます。

43 ページは、先ほど申しました牛肉のトレーサビリティシステムの概要でございます。

次に進みたいと思います。45 ページです。相談事例によりますと、適切な表示と情報提供により被害を少なくできるものも多いのではないかとということで、表示の在り方が一つ重要になっていると思われまます。例えば、清涼飲料と間違えてアルコール飲料を飲んでしまったとか、目薬と間違えて他のものを点眼したとか、そういう例が参考 22 に掲げてございますが、こういう安全に関する表示、取扱説明はどうあるべきか、消費者にわかりやすいものになっているかという観点から点検の必要があるのではないかとこの点でございます。

マーク制度に関しましては、さまざまな制度がございます。参考 23 に掲げてありますが、安全基準クリアを示す表示、警告表示、損害賠償制度のある表示、その他の表示と本当に種々さまざまな表示があるわけですが、これらもわかりやすいものになっているかどうか、活用されているかどうかという観点から検討の必要があるのではないかと考えております。

47 ページですが、被害の事後的な救済として、95 年 7 月に製造物責任法が施行され、約 7 年経過しておりますが、消費者の方々が遭遇する被害とその後の事後救済の実情をどう評価するかという論点でございます。相談訴訟の件数、製造物の範囲、サービスの取扱、欠陥、因果関係の立証等に絡むものでございます。参考 24 は製造物責任法施行 6 年目の製品事故に係る苦情相談の動向です。全体としてこの件数というのは非常に増えてきているということがうかがえると思ひます。

49 ページの参考 25 は、民間の製品分野別の裁判外紛争処理機関の相談受付状況を掲げたものでございます。

50 ページの参考 26 は非常に細かくなって恐縮でございますが、これは訴訟の例で、製

造物責任法に基づいて提訴された訴訟の概要でございます。今年9月現在のものございまして、左側の欄外に*を付しておりますもの、8番、11番、20番、22番、これらはPL法に基づいて訴訟が提起され、PL法に基づき勝訴判決を得たものでございます。他に、例えば国家賠償法における過失があると認められたものですか、不法行為責任を問われたものがあるわけですが、あくまで製造物責任法に基づくものは4件 - - 新聞情報等さまざまな情報で、内閣府として把握できたものを記載しておりますので、記載漏れ等の可能性がございますが、件数はこの程度になっております。

52ページの参考27は、その具体的な事件例でございますが、これは民法の不法行為責任が追及された事例をも含んでおりまして、純粹にPL関係の事件といたしましては、1の(1)ジュースPL事件と呼ばれているものくらいでございます。その他のものは不法行為責任が追及されたもの等です。以上、簡単ではございましたが、資料の説明とさせていただきます。

この資料作成が非常に時間がかかりまして、皆様のお手元に届きましたのが金曜日あるいは今日になりましたことを深くお詫び申し上げます。どうもありがとうございました。

論点1

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に基づき、御議論をいただきたいと思いますが、資料1の大きく分けて3つのパートがありますけれども、第1の「消費者の安全の現状」という点については、これは特に御議論いただくというものではないので、御議論いただくのは19ページからはじまる第2と第3のグループということになります。

まず最初の19ページにあります「消費者の安全に関する基本的な考え方」という部分の論点1というところにつきまして、御議論をお願いしたいと思いますが、安全というものをどういうふうに位置づけるか、それは消費者の権利として位置づける必要があるのではないかという、そういう論点の提起があり、同時に「事前規制から事後型チェック型への移行」というのが言われているのだけれども、安全という問題については事前規制がある一定範囲では必要不可欠であるというふうに考えるべきではないか。論点1ではこういう2つの論点が出されておりますが、いかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

加藤委員 ここには外国の例が出てございますけれども、例えば東京都の消費者条例などでも、身体・生命を侵されない権利といったような表現ぶりですが、少なくとも消費者

という立場から見ますと、「安全なものを供給される権利がある」というふうに考えています。

最近、大変、規制緩和の流れの中で、事業者に期待する部分ばかりが増えてきているようですけれども、 にごさいますように、一定の事前規制は必要だというふうに考えます。例えば、開業の規制であるとか、製造の規制、それから製品の規格といったような、事前にやはり手当てされるべきものはさまざまにあると思います。とりあえずそれだけは確認させていただきたい。

落合部会長 論点の につきましても、いずれも積極という御意見ですね。

加藤委員 そうです。

落合部会長 はい。ほかにございますでしょうか。安全という非常に重要な問題ですが、浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 基本的に同じなのですが、その前提といたしまして、まず1の「安全の現状」という点を特に議論をするという趣旨ではありませんが、ここにピックアップされているのは、主に国民生活センターとか、消費者センターで拾えているものでありまして、実際、安全に係る事案は、主なものは医薬品、そして自動車、食品というより健康食品、機能性食品のようなもの等が量的にも質的にもウエイトが大きくて、それらはそれぞれの主務官庁の独自のそれなりの収集制度は持っていると思います。

「その他」に該当するものを中心にして、国民生活センター等に事例が集まっているわけですが、経済産業省の方の事故情報収集制度等に集まっているもの等もあります。これらが一元的にどこかで管理されていないわけです。実際にどのような安全の問題があるのかということ把握するとすると、もう少し幅広い事項の実情把握が必要かなと。言うまでもなく、それはよく周知されていることだとして、ここで議論されているのだろうと思います。

それらを踏まえまして、安全に関する基本的な考え方として書いていただいているのは本当にそのとおりでいかなければいけないと思うのですが、これは言うまでもなくということでありまして、ここで基本的問題として の2行目に書いてある権利を実現するための施策、措置等をどう複合的にといていましょうか、組み合わせていくのか。それが、今も申しました医薬品とか食品とかそれぞれ主務官庁がありますので、それらの行政の相互関連した役割というものを政策的にもどうとらえるのかということが、この議論の中に後々組み入れられるべきではないか。

そういう意味で、権利の内容として書いていますのは、第1段の権利としてはそのようなですけども、その実現のための措置というものを含めた仕組みが権利として議論される必要があるだろうと思います。

落合部会長 福原委員、どうぞ。

福原委員 先ほどの加藤委員の「規制緩和と安全性の確保というのは逆行するのかもしれない」というような御意見がございましたけれども、これは決して背反するものではなくて、例えば銀行が証券業務に参入するというようなことは規制緩和の方向でありまして、しかしながら銀行業務あるいは証券業務については適切なガイドラインがあってしかるべきだというふうに考えますので、これは決して背反するものではないと私は考えております。

落合部会長 宮部委員、どうぞ。

宮部委員

この資料に出ている消費者にとってのいろいろな危険についての報告を伺って、本当に日本の生活水準が上がったということを感じます。一昔前には、エステというものはなかったし、自動車についても、どんどん性能の向上を要求していった結果、新たな危険が生じるということもあるでしょう。

こうした、生活水準向上に由来する問題と技術革新に由来する問題がある。それから、もう一つは高齢化に由来するものがあると思います。生活水準の向上とともに、人間本来の「美しくいたい」「長生きしたい」「おいしいものを安くたくさん食べたい」「便利なものはほしい」などの欲求がもたらした新たな消費者問題が、今の日本を象徴しているのかなと、受け取っております。

それで、常々新聞の広告広告などもいろいろ見ていると、見た途端に「あやしいな」と思うものが幾つかあるわけです。今の御説明を聞いておられますと、ほとんどが事後ですね。事前に規制を設けてといっても、全国で出てくる新しい商品その他全部を取り締まれるはずがないのではないかと感じております。法律を作る、そのために委員会を作るということでやっている、どうしても時間がかかってしまう。その意味では、我々は、今、大変な新しい時代に入っているわけで、本当に日本が良くなるには、みんながもっともっと賢い消費者にならなければいけないのではないかと。我々がしていることは常に後追いです。どういう法律を作るか、その法律はこれなら完璧かどうかという字句の解釈、字句の並べ方の問題をやっているわけです。

消費者運動をやっておられる方々や国民生活センターその他にお願いしたいのですが、広告を見て、ちょっと問題がありそうだとということが耳に入ったり、おかしいなと思ったりしたことがあったら、それを事前に - - それだって、本当を言うと商品が出てから後という意味では事後なのですが、事前に「これはおかしい」ということで、トラブルを予防するために、インターネットなどを通じて、「こういうものはあやしいですよ」という警告をする方向へ世の中の動きを持っていかないと、常に消費者が、引っかかってしまう。金融商品なんか見ていると、これは明らかにおかしいというものでも、広告が堂々と打たれているわけです。

法の整備は大切ですが、その一方でぜひ今までにない、一步前へ出た対応をして、国民全体が賢くなる方向に進めるというものも、必要不可欠な問題ではないかと思いつつ、このテキストを読ませていただきました。

落合部会長 ありがとうございます。松本委員。

松本委員 論点1の についてであります。事前規制が必要かどうかという設定の仕方は、もう少し分解する必要があるのではないかと思います。

と言いますのは、事前規制といっても幾つかのレイヤーに分ける必要があるだろうということで、一番厳しいのは、ある事業者がある製造を行うことを許すか許さないかの段階で行政がチェックを入れるという参入規制でありますし、またでき上がった製品を出荷する段階において、安全基準を満たしているかどうかを行政が自らチェックするというようなものだと思うんですが、それよりも一段階前の、いわゆる安全基準の設定というのも一種の事前規制だと思うんですね。

その点から考えますと、先週末、NHKが食品安全問題で特集を組んでおりましたが、食品中の残留農薬基準について、何と半分くらいの農薬について基準が存在しないということでありまして、これはいわば事前規制のための基準の設定すらなくて、食品を出荷する段階で農薬が残っているかどうかのチェックを行政がやるということは、多分、今でもやっていないと思うんです。一般に、ある製品が安全基準を満たしているかどうかの検査については、何も行政が直営でやる必要がない分野も非常に増えてきていると思いつつ、第三者機関あるいは自己適合宣言で行った上で、後で違反していれば、しかるべき制裁を加えるという事後規制でもいい分野が多くなっていると思うんですが、事後チェックをやると思って、基準がなければできないわけなので、そういう意味では安全に関する基準の設定という意味での事前規制は、行政がかなり関与する形で、すべて行政が仕切る必

要はないかもしれないですが、行政が一定関与する形でどんどん行っていくべきではないかなと考えます。

落合部会長 どうもありがとうございました。山中委員、どうぞ。

山中委員 ちょっと今まで発言なさった2人くらいの方の反論になるかと思いますが、消費者の立場で意見を申し述べさせていただきたいんですが、規制緩和とは相反しないとおっしゃったり、あるいはもっと消費者教育というんでしょうか、そちらの方に力を注ぐべきという御意見があったような気がするんですが、確かにそのとおりではございますが、現実を見ますと、例えば食糧庁をなくして、その人員の何割かを事後チェックですか - - 私はそう理解するんですが、そちらの体制に持っていくというようなお考えもあたりとか、確かに事後チェックの方に今大分目がお国の方も向いているような気はするんですが、力も注いでくださっているとは思いますが、そしてもう一つの方は、消費者教育、確かにそれは必要でございますが、若い人から高齢者まで、本当に一挙にそこまで日本の国民が高まれるかどうか、私は大変疑問でございます。

そうであるならば、こういう大変な事件は起こっていなかったはずですし、だから今どうしようかということで議論をしているわけですから、安全施策に対しまして、本当に具体的に各省庁が真剣に取り組んでいただけますことの必要性と、それから事後チェックに費やす人件費あるいは財源、そういうものは本当に思い切って、事前の方の規制、こちらの方に力を注ぐべき時代に、私は今曲がり角に来ていると思います。

また、別のところで申し上げたいことがあるんですが、やる以上、中途半端なものではなく、本当に消費者の権利を守っていただける、権利として消費者が安全と安心して暮らせるという、そういう時代を私はこれからつくっていただきたい。そういうための会議であると私は思っておりますので、一部の消費者教育に関心の高い者だけをターゲットにしては、私はまた逆戻りというか、せっかくの施策とか財源とか、そういうものが中途半端、無駄に終わると思います。ですから、どうぞ、思い切った事前規制、そして安全施策を各省庁でのお取り組みを要望するものでございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。田中委員、どうぞ。

田中委員 今回も意見書を出させていただきましたが、今日御説明を聞いたところとベクトルは同じ方向のように理解させていただきました。

消費者の権利の問題としてとらえなければならないということは当然だと思います。その上で、この安全の問題というのは、消費者、国民の健康でありますとか、生命でありま

すとか、基本的な人権にストレートにかかわるとい性格からして、事前規制によって、国民の健康や生命や財産を守るという国の責務をはっきりさせておかなければならないであろうと考えております。

それと並んで、科学技術が進み、新しい性質の問題がどんどん起こるわけでありますから、その点を重視した正確でわかりやすい情報を絶えず国民に知らせる。そのことによって、消費者が正当な選択ができる、というふうな状況を作ることが必要なのではないかと。

さらに、製造物責任法などでも弱い立場である消費者あるいは情報の非対称性下に置かれている消費者が立証することが困難であるというような問題があるわけですから、その点に関して製造者側あるいは販売側の情報開示あるいは証拠開示の必要性が非常に高いのではなからうかというふうに、この分野については思います。

規制ということが寡占とか独占とか、あるいは政官業の癒着ということに結びつく材料になってしまうという皮肉な状況も従来存在したような気もしていますので、透明性のある競争と情報公開の中で、消費者が選択できれば最もいいと思います。事前チェックと事後チェック、情報開示の関係について、どの部分が事前規制の対象になり、どの部分が情報開示によって消費者の選択によって正される点であり、どの部分が事後チェックをすべき分野なのかということについて、もう少し明快に問題点を詰めていく必要があるのではなからうかという気がいたします。

それから、例えば医療の分野では、最近、医療過誤というような問題がたくさん起こっておりますし、それから医薬品については、単に副作用というだけではなくて、エイズのような問題もあります。サービスということでは、エステなどに関わる問題もあります。従来、見過ごされてきたり聖域的に扱われてきた分野について踏み込んだ安全性のガードをする必要があるのではなからうか、そんな気がしております。

ですから、ちょっと先回りになりますが、食品安全委員会のような独立性と専門性、それから消費者の権利や意見が反映されるような政府の側でのシステムの作り方が重要なのではないかと。幾つか申し上げましたが、そんなことを感じておりますので、よろしくお願いたします。

落合部会長 それでは、福原委員、どうぞ。

福原委員 先ほど事前規制のお話が山中さんからございましたけれども、私も事前規制に反対するものではありません。ただし、宮部委員のおっしゃったように、どんどん新しいサービス、新しい商品ができてきますので、すべてのことを事前チェックといいますが、

規制することは非常に難しいのではないかというふうに考えるわけです。

結局のところ、今、事前規制を考えましても、それは実際に2年後になると事後規制に等しいものになってしまうのではないかというのが疑点であるわけです。しからば、どの時点でそれをとめられるかということ、国ではないレベルでもう一つ考えることもできるかもしれない。例えば、新聞協会に広告委員会がありまして、各新聞社には広告審査機構があるはずで、それから、雑誌協会にも雑誌広告委員会がありまして、それからまた各雑誌ごとに広告の審査機構があるはず。ならば、先ほど宮部委員がおっしゃったように、見ただけで「あやしいじゃないか」というようなことについては、そのレベルでとめることができるのではないか。どうやってその仕組みが機能するように国は面倒を見るのか、あるいは干渉するのか、この辺がポイントであろうかというふうに思うわけです。

落合部会長 宮部委員、どうぞ。

宮部委員 今何もしていないと言っているわけではありません。今進めていることは非常に大切なことだし、これからもやらなければいけないのですが、例えば何か基準をつくっている間にも既に農薬の入った野菜を食べている人がおり、これが何年間か続くわけですね。そういうことを一つでもつぶしていく前向きなアクションも必要なのではないかということも申し上げているわけです。

それから、もう一つは、今ある法律でも恐らく取り締まることが可能なことが多いのではないか。この前申し上げたのですが、法律は制定しても、それを実際に厳格に適用するところが日本は手ぬるいのではないかと思うわけです。きちんと法律を適用して、こういうことをやるとこうなるんだということが、適用対象となる業界で理解されれば、だんだん良くなっていくのではないかと思います。

ですから、こういうことは無駄だと言っているわけではないのですが、それ以前にやらなければいけないことがたくさんあり、この世の中で、今までのように、「消費者教育というのは老人から子どもまでいるのでとっても大変なんだ」ということを言っていないで、どこかで踏み切って、少しでも被害を受ける人が少なくなるように努力をするべきではないか、それには一罰百戒も必要だし、厳しい法の運用を行っていただきたいと、申し上げたつもりであります。

落合部会長 有馬委員、どうぞ。

有馬委員 私も論点1に掲げられました「安全は基本的かつ重要である」ことを、消費者の権利として位置づけるということ、それから事前規制に関して賛成でございます。

先ほどからお話がございますように、この安全というのは本当に基本的に大切なものでございますから、特段、強調して考えられた方がいいというふうに思っております。私ども国民生活センターは危害情報も扱っております、現状のところでございますように、新しい分野とか、新しい方法というものが出てきておまして、なかなか事前規制というところでは追いつかないものがございますけれども、それをどのように包括的に、新しい法律の改正なりで取り組んでいくのかということを考えなければならないと思うんです。

そこで、この「権利を実現する」というところで、例えば消費者保護基本法というのは、今、各省庁、各分野でさまざまな法律がございますし、新たに今度、食品安全委員会の設立が予定されておりますけれども、そのようなものとどのような関係を持つのかということ、全体をカバーするものになり得るのかということ、個別法とのかかわりが一体どのようになっていくのかということに疑問がございます。できるだけ包括的にカバーするような基本法らしい基本法であって、そしてさまざまな分野に目が行き届くというようなものであるべきというふうに思います。

それから、もう一つは、事前規制との絡みになるかと思うのですが、新しい分野が出てくると同時に新しいツールが出てきております。先ほど宮部委員から、「例えば広告が出たときに」というお話がございましたが、つい先日、死者を出しましたダイエット食品につきまして、インターネットを通じての普及というのが圧倒的に多かったということもございますので、分野のみならず、方法についても何らかの考慮が必要なのではないかと思えます。以上でございます。

落合部会長 この論点はいろいろ御議論があるかと思いますが、これは基本的な権利として現在は安全な問題は必ずしも位置づけられていないということがあり、それを権利として位置づけるかどうかという大問題、それからあとは事前規制、事後規制という話の中で、安全について事前規制が必要であるという、そういう意味ではかなり基本的な問題の提起であって、それを具体的にどう考えていくかという各論的な点は残りの論点に出てまいりますので、各論に関する部分につきましては、後の論点の方でぜひ御議論をお願いしたいと思います。そういう意味では論点1の方はかなり基本的な問題点に絞って御意見をいただきたいと思えます。といいますのは、まだあと論点9まであって、時間が大分たっております、そういう意味ではやや各論の方にも入りたいと思えますので、論点1につきましては基本的な点に絞った形での御発言をお願いしたいと思います。岩田委員、どうぞ。

岩田委員 私も方向性はこれでいいと思います。ただ、言葉として「消費者の安全」というのがやや抽象的というか、イメージするものがもしかしてもう少し具体的に、例えば生命であるとか、健康であるとか、あるいは財産といったようなものを入れておいた方が消費者の安全という語句よりはよりわかりやすく、生命とか健康、そういったものに対する安全確保ということであれば、これはやはりその性格上、事前規制というのは必要であるというふうに多くの国民から理解を得られるのではないかと思うんですね。

ただ、財産といった場合に、もしかしたらやや考え方に幅が出てくるかもしれないということで、ここで言う消費者の安全ということの中身というのをもう少しわかる感じで整理しておいた方がいいのかなという気はしました。

落合部会長 大羽委員、どうぞ。

大羽委員 論点1のこの数行の内容については各委員とも方向としては同じだというふうに思うわけですが、一つだけ、事前規制という問題について付言しておきますと、事前規制があまりに進み過ぎると国のコストがかかり過ぎるという問題がありますし、例えば医薬品について言えば、新薬の発売が遅れて、救える人が救えなくなるというような問題があって、そうなりますと国民経済的なマクロの考え方からいきますと、マイナス効果が生ずるというようなこともあり得るかなということでお話し申し上げました。

落合部会長 鍋嶋委員、どうぞ。

鍋嶋委員 全体的にはこれでいいと思うんですが、の「事前規制から事後チェック型規制」というのはやはり両方必要で、明らかに分けることができれば一番いいんでしょうけれども、どういうふうに分けるか、非常に難しい問題が出てくると思います。特に事後チェックの場合には、先ほどどなたがおっしゃったように、非常にスピード速くやっていかないとないだろうなと。その辺の技術的なところをどうやっていくかということは出てくると思います。

それから、このところで安全性の問題になると、やはり私は消費者に対する教育もどうしても必要になってくるのではないかなと。先ほどのエステの問題、あるいはやせ薬の問題についても、こういうものがあるのだということがわからないで飲んでいるという、社会、世の中には日本になくても外国にはこういうのがあるんだよというのはどこかで教えるべき問題ではないかなというふうに考えております。

論点2

落合部会長 どうもありがとうございました。

それでは、その次の論点2、21ページに移りまして、こちらは従来の安全法制というのは製品が中心だったのではないかということで、製品ももちろん重要ですが、サービスの安全ということを考え、検討する必要があるのではないかという、そういう問題の提起ですが、サービスの安全の対策も十分考えていくべきではないかという論点につきまして、いかがでしょうか。

この点は、そういう方向でということによろしゅうございますか。田中委員、どうぞ。

田中委員 金融商品というような問題について、ここであまり例示がされていないと思うんですね。ですから、医療とか介護サービスというようなものと並んで、金融上での財産の保全ということあるいは詐欺まがいの問題に対応するような問題等を含めてどうするのかという、一つの項目として必要なのではなかろうかという気がいたします。

落合部会長 おっしゃるとおり、物とサービスというふうに分ければ、金融商品全般、これはサービスという範疇に入りますので、そういうものも十分この対象の中に入れて考えなければいけないということは御指摘のとおりだと思います。加藤委員、どうぞ。

加藤委員 お手元の資料3でお届けさせていただきました浅岡委員、山中委員からも補充があったらしていただきたいんですけども、私どもは特別に配慮すべき対象ということで、子どもと高齢者の特殊な取引状況における契約の適正化と安全確保についての検討の要望を申し上げました。

学校教育の場合では、教材販売はあまり危険なものがないみたいに思われがちですがけれども、狭い情報の中で先生方側の方で点検した範囲内で、例えばアレルギー体質の子どもに対しても、ユニフォームなど、同等のものが強要されたり、靴の選定だとか、いろいろなときに問題があってもこれがなかなか表に出しにくい。それから、就学旅行契約とか、それから卒業のためのいろいろな記念物資の調達での地域における独占的事業者の排除がしにくいとか、いろいろな苦情が出て、結構聞かれるのですが、これが国民生活センターや消費生活センターに話が上ってきにくいという、閉ざされた環境の中の問題があるということ。これは契約だけではなく、その契約にかかわる商品の安全に関する問題がある場合もあるわけです。

それから、2番目に書きました教育産業分野で特商法では、英語の塾のようなものと継続的役務契約の対象になるけれども、パソコンの場合はならないとか、次々新しいものが出てくるので、どのような教育産業分野でも、塾産業といったようなものはこういう

法律の対象にした方がいいのではないかとございます。

3番目が一番大きい介護サービスなんですが、介護というサービスは契約になったはずなんですが、どうしても行政が一部関与するものですから、昔からの福祉の措置としての感覚というのが抜け切らずに、取引主体である市民に対して、非常に立場上、高圧的というか、あるいは情報提供の粗末さというか、そういう取引的に市民が弱い立場にある、しかもこれは新しい時代の、新しいシステムの最前線を弱者である高齢者、それもまた体の弱い人がこれをサービスとして契約していかなければならないという極めてつらい、厳しい現実があるので、これを今の行政業務の範囲内に押しとどめてしまっはいけないのではないかと。現に、国民生活センターなどにおずおずとした、本当に一般の苦情 - - エステなどの華やかな苦情に比べれば、申し出ている消費者というのはもっとおずおずとして、パーセンテージが低いと思うんです。それでも出てきているので、また消費者団体などにもそういう御相談などもありますので、介護サービスについても、先ほど田中委員が医療の問題をおっしゃいましたけれども、広く消費者の基本的権利の問題として、範疇の中におさめた議論をしていただければ幸いです。

落合部会長 野村委員、どうぞ。

野村委員 今の加藤委員のお話、非常によくわかるんですけども、それから先ほど金融商品の安全性という話も出てきたんですけども、本日、拝見している資料はほとんど生命・身体という観点からの安全という点がとらえられていると思うんです。先ほどもお話が他の委員からありましたけれども、ちょっと前の方に戻るんですが、やはり消費者の安全ということをもう少し定義といいますか、はっきりさせて、それを前提にして、この3.以下をまとめるということも必要なのではないかとごうふうに感じました。

落合部会長 御指摘のとおりだと思います。その場合、安全の中身としては具体的にはごういうふうに考えたらいいかというあたり、野村委員、何かお考えがありますか。

野村委員 先ほどの加藤委員のお話は、どちらかというご消費者契約というごうですか、前に扱った契約の方の問題ではないかごう思うごうですね。

加藤委員 ただ、事ご事例の問題は、介護事故というごのは結構あるごうですが、あごたごごに対しての掲示、開示をもごう積極的にして、サービスを受けるときには本人自身もその辺については、ごういう扱ごの場合もあるごうのだごういったごうような、自覚がされるごうような環境ごうづくりが必要だごうということなども入ごうっていますごうので、これは契約の問題ごうだけではなくて、安全の問題も含ごうんでいるごうということをごうわごうかごうてごういただきたいごうと思います。

野村委員 それはよくわかっているつもりですが、契約の問題と生命・身体の安全の問題というのは両方がちょっと入っているのではないかと思ったので、先ほど申し上げました。

加藤委員 そうですね。

野村委員 むしろ、全体のここでの議論としては、そういう契約締結における意思の健全性といいますか、瑕疵のような問題とはちょっと分けて考えた方がいいのではないかと、やはりこの部分はむしろ人間の生命・身体の安全性という、通常用語法のところに限った方がいいのかなと個人的には思うんです。それで、生命・身体と別に財産の安全を考えるとということであれば、そのところをはっきりさせた上で、金融商品なら金融商品とか、あるいはそういった契約の問題とかも考えるということではないかと思うんです。

そうすると、恐らく、前にした議論とかなりダブってくるのではないかなというふうに思いますので、私は個人的には生命・身体に限った方がいいのかなというふうに思います。

落合部会長 ここで考えられている安全をどういうふうに把握するかということで、生命・身体という、これが考えるべきだ、これは恐らく異論がないんでしょうね。これをどこまで幅 - - 財産の安全みたいなことを言っていたときに、財産が安全でなくなったために非常に精神的な打撃を受けたりして、したがって健康とか身体に影響してくるというようなことも考えて、それらも入れてくると非常に境界領域は曖昧になってくるんですけれども、確かに議論の絞り方としては直接的な生命・身体みたいなものを考えて議論した方がこのテーマにはマッチするのではないかなという御指摘として、今の御意見はそういう御意見であるということになります。浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 もちろん、生命・身体の安全性というのは言うまでもなく基本だと思いますけれども、やはり安全という感じ方というのも時代とともに移るもので、拡大していくものであろうかと思えます。

財産につきましては、製品、サービス及び権利ということを申しますが、権利商品として基本的失格商品、安全を欠くというものも実際起こっています。例えばデリバティブとか、わけのわからないものが一般に使われて、大変な被害をこうむったというようなことがある。豊田商事なども、そもそも売っていたものは権利性のないものであった、ある意味で危険なものであったわけで、危険な権利商品であるという考え方もとっていくことも含めて考えないといけない。だから、取引の公正の中にも権利そのものの社会的に求めら

れる安全性の問題があるだろうと思います。

銀行も、いつ倒産するかわからないという不安の中で、もし我々が暮らさなければいけないとすれば、本当に経済は成り立たなくなるだろう。そうであってはならないという仕組みが必要だというのも一つの例でありましょうし、先ほど宮部委員が「そもそも」といって出される例も、ある意味で金融商品のようなものを思い浮かべられているんだと思います。私は、誰もが自然にそのように考えるようになっていくのだろうと思います。

そういう意味で、それは外すということではなくて、ただ同じ物的製品であっても、医薬品とその他、例えば机などでは規制の在り方は全然違うだろう、事前も事後も違うだろうし、サービスでも、権利でも、むしろその中身によって対策の在り方が違ってくるものです。

宮部委員が大変いいことをおっしゃられたとお聞きしましたがけれども、今後はもっと新しいアクションが必要だということだと思います。消費者が一見して、詐欺だと気づいてもいいじゃないみたいなもの、あるいは一目見て毒々しくて危険であると思ってもいいじゃないかというようなもの、安全問題に関してそういうものは本当はとて少なくて、安全性がわかりにくいことが本来の安全性の領域の問題だと思います。

そうしたことに「消費者側がもっとアクションを」というのは必要な考え方でありまして、具体的にそれは何かということで考えますと、消費者が情報を求める、あるいは次に出てきます申立権を消費者あるいは消費者団体に認めていく、消費者団体訴権なども認めていくことを、製品全体を広くカバーする手法として考えていけばいいのではないかと思います。

落合部会長 それでは、論点2につきましてはよろしゅうございますか。どうぞ、宮部委員。

宮部委員 資料の2ページですが、この統計で金融サービスというのはどこへ入っているのですか、その他に入っているのですか、全く入れてないのですか。恐らく、苦情その他というのは結構多いはずなのですが、どこにもないというのは、どこへ分類しているか教えてください。

七尾国際室長 危害情報システムの概要のところでございますが、この危害情報は商品サービス設備等に生命・身体に危害を受けた事例という形になっておりまして、もう片方がその恐れがある事例ということなので、生命・身体に限った統計にさせていただいております。

宮部委員 金融関係は入っていないのですね。

七尾国際室長 入っておりません。

宮部委員 わかりました。

田中委員 さっき金融商品のことを言ったものですから。

安全という問題をどの範囲で扱うのかというのは仕分けの問題であって、金融商品の持っている問題点について議論しなくていいということはないんだろうと思います。

安全を生命・健康というような問題に限定したものとして考えて、その他の商品やサービスに関する安心や、信頼性の問題はまた別に扱うというなら、そういう仕分けをしていただくことだと思うし、ひっくるめて扱うならそのようにするというふうに、どちらかにしていただきたいと思うんですね。

19 ページのこの各国の事例を見ても、安全の問題を生命・健康に限っているように感じられる国と、それから財産上の問題も含めて考えている国と両方ありますね。ですから、我が国の場合には、この問題の扱い方をどうするのかということ、どちらかに決めていただかないと、中途半端だと議論しにくいというふうに思います。

落合部会長 御指摘、全くそのとおりだと思いますが、ここで議論しているのは典型的に念頭に置いているのは身体・生命に関する安全といいますが、そういうものがここでは基本的には念頭に置かれていて、その限界については認識によって大分違いが出てくるだろうということが第1点で、もう一つはそうすると身体・生命にかかわらない、広い意味での安全に関するような問題はどうか。これは別途扱うということですが、先ほど野村委員から御指摘ありましたけれども、今まで議論してきた事柄はかなり金融商品等に及ぶという場合も十分考えられるわけで、整理としては念頭に置くのは生命・身体を基本に置いてここでは議論していただこう、とあって、それ以外の問題を排除する趣旨は全くないという整理でお願いしたいと思います。松本委員、どうぞ。

松本委員 「財産」という言葉が多義的なもので混乱が起こっているのだと思います。セーフティという場合には、生命・身体だけではなくて、財産の問題も普通は入っていると思うんですが、そこで言う財産は、言ってみれば製造物責任法におけるところの財産損害ですね。石油ストーブが火事になったので、家が焼けたという場合の家というのは財産であって、ユーザーが怪我をするのと自分のほかの財産が燃えてしまうのは、安全性の問題として一緒に考えているわけで、19 ページの各国も多分そういう位置づけであると思うんですね。

他方、財産というのは、私の総資産といいますか、株に投資して損をしたとか、危険な金融商品を買わされてしまって損をしたという、いわば金銭的な意味での損害という、お金のレベルでの儲け損ないとか、積極的に元本割れして損をしたというのも「財産」という言葉に入ります。財産が害されたという点では、火事が起こって家が焼けたというのと日本語の表現は同じになるんですが、ここで議論するときには積極的にある特定の財産が害されるというケースと、私の預金が減るとか、総資産が数字上減るとか、あるいはもっと性能のいいものだと思ったのに性能が悪いから、結局、高いお金を払わされて、その結果、私は損をしたから、財産が減った、財産上の被害だという問題は、少し区別して議論した方がいいのだろう。

そういう意味で、野村先生がおっしゃったように、金銭的な問題としての被害は、いわば契約の問題ですから、契約のところでも主として議論した方がいいのだろうと思います。権利という、わけのわからない商品があって、それがまたごまかしたと私は思うんですが、例えばゴルフ会員権というのは権利だと言っているけれども、契約上の権利に過ぎないわけで、それほどえらい権利ではないと思いますが、それがいかにもえらい権利であるかのような顔をして投資を誘って損をさせたということがあるので、契約被害の救済というところでももう少し多様なアプローチをしていくことにして、ここでは生命・身体、それから特定の個別の財産に対する被害の問題という観点から議論するのが国際的にも整合した考えだろうし、議論が混乱しないでいいのではないかと思います。

金融商品の問題は重要ですから、当然、契約の中でも大きな比重を占めて扱うべきだろうという点は否定いたしません。

落合部会長 今の松本委員のような整理、これは野村委員が言われたのと一致するのだと思いますので、一応、そのような整理でここで安全というのは考えていく。しかし、それから漏れた論点を排除するというのではなくて、さらに漏れた論点については別途また御議論をいただくということにいたします。

そういたしますと、論点3の方で、これは大きな括りとしては製造・サービスが提供される段階での安全確保という、いわばこれからマーケットに出ていくという段階での安全の問題として論点3も位置づけられているということになりますが、論点3につきまして、高委員、どうぞ。

論点3

高委員 この論点3のところのコメント、先ほど宮部委員が御指摘いただいたところと重なってくると思うんですけども、私は基本的に宮部委員がおっしゃっていることに大賛成でございます。

この論点3の に特に関係してはすけれども、「行政による検査、監督、調査体制は十分であるか」ということで、参考12で3つ、これは特に表示にかかわるものを出していただいておりますけれども、恐らくほとんど、失礼な言い方ですけども、機能していないのではないかという印象を持っています。

例えば、H A C C Pについて言えば、書類の審査だけであって、本当にそれが安全を保証するような仕組みかという、そうでもないと思いますし、J A S法違反の問題についても、これは実態がどうかわかりませんが、関係者に聞けば、チェックと言っても流れ作業で、ほとんど現場の人はモラルも低いといえます。原因はその人たちにあるのか、あるいは人が足りなくてそういう状態になっているのか分かりませんが。

それから、これだけではなくて、製品安全4法にかかわるところでも、チェックするにしても、恐らく行政がチェックするという場合に、限界があると思います。もし可能であるならば、それぞれの業界で仕事をして、何年もそこで経験を積んだ人が、例えば定年を迎えて何年間かそういう検査官になるとか、そういう形であるならば、まだチェック能力は改善されるかもしれませんが。

それから、あと主務官庁のもとに監視を行う - - それぞれの業界を保護・育成するところにチェックの機能を持たせても、基本的にそれは機能しないのが現状ではないか。もちろん、こういったことを他省庁に対して言うことは難しいかもしれませんが、この問題提起は「十分であるか」と聞かれていますので、これは「十分でない」と思います。

簡単に言えば、海外からウナギなんかを輸入してきて、日本でパッキングすれば、その場所が産地となってしまうとか、こんな状態をずっと放置してきたこと自体、やはり機能していなかったことの証拠ではないかと思うんです。

それから、3番目の景表法の問題ですけども、これは前回議論して、今日の安全の議論ではないかもしれませんが、前回いろいろお話ししたことがそのまま流れてしまうのが非常に私としては残念に思いますので、もう一度申し上げますけれども、少なくとも公取に消費者保護全般の機能を与えるのが難しい場合には、景表法に関してきちんとした権限を与えたらどうかと思います。いわゆる排除命令だけでなく、不当な利益がある場合には、それを没収する、そういった権限まで与えて執行させるべきと考えます。

そのときに、これを何度も言って申しわけないですけれども、法律を守ることが本当に利益になると感じられるような仕組みをもういい加減にセットしなければいかんのではないかと思います。例えば、景表法については、違反があれば、不当な利益を没収すると言いましたが、そのときの没収の仕方に連邦量刑ガイドライン的な基準を設けて、まじめにやるところはそんなに厳しくとらない、しかし組織ぐるみでやるようなところには厳しい制裁金を科す。そういう目に見える形を早くつくってもらいたい。それぞれの分野の食品衛生法についても、JAS法についても、各分野でチェックを行うとすれば、同様のガイドラインを持ち込むことを考えていただければいいと考えます。それは従来にない、消費者の安全を守るための全く新たな仕組みになると思います。

落合部会長 論点3につきまして、福川委員、どうぞ。

福川委員 これまでもいろいろ御意見が出ているところなんです、私も にある「事業者の自主性を促しつつ」というところに非常に重要な点が隠されているとっております。

安全を守るというのは当然重要なことだし、国としてもしなければいけません、トータルとして社会コストが一番低い形で安全を守るという仕組みをつくっていくということが大事なのではないかと思っております。

もちろん、安全を保つというのは、これはただではないわけで、完全なものにしようと思ったら、大変コストが高くなるということだって十分あり得るわけでありまして。それをどういうふうな形でコストを負担するかということになるわけですが、できるだけコストミニマムにしながら、安全マキシマムということにしていかなければいけない、そういう仕組みをどう作るかというのが一番大事なことはないかと思っております。

そういうことをしますと、行政で事前チェックにする - - これは確かに一つの方法ではありますが、では事前チェックにしたら必ずうまくいくかということ、必ずしもそうでもないかもしれないケースもあり得るでしょう。もちろん安全について、市場の失敗があれば、政府の失敗だつてないわけではないということになりますから、そこも考えなければいけない。そうすると、仕組みをどうするかということが大事で、私は企業の中で、もちろん今回の農林省関係のいろいろな業種を見ている、担当の事業部の監視と同時に、もう一つ、例えばダブルチェックの体制を企業の仕組みの中に導入させる。あるいは、そうしたときにもし違反があった場合には、例えばそのときの経営者についての罰則とかという形にする。ものによっては、社内の中に資格制度のようなものを入れておいて、その

人の資格を剥奪するという形で監視を深めるというやり方もあるのだらうと思います。

私も安全はできるだけ事前チェックがということも十分わかるんですけども、そのときに先ほどもお話があったように、行政コストがどういうふうなところならいいのか。それから、参考 12 でいろいろありますけれども、こういう仕組みがあってもなかなか動かないという批判はどうしてもあるわけですから、やはりそれぞれ安全の問題について、それから物とサービスと違う、それからどういうやり方が一番いいかというのをもう少し具体的に分析してみて、私はできれば事業者の自主性を促して、安全が確保できればこれは一番いい方法だと思うので、そこをもう少しいろいろな仕組みを工夫してみて、事業の自主的な取組を促していくということをもう少し考えてみる必要があるのかなと思っておりません。

落合部会長 ほかに論点 3 につきまして。では、浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 ここで消費者が行政に対して申立を行う制度ということで資料 13 でピックアップされていますが、こうした機能を高めるというのも、行政だけが担うことではない、新しい仕組みとして重要になるうかと思えます。

そこで、消費者個人でといいますより、これは消費者団体の役割として議論されると思いますが、これらにかかる消費者団体の申立、またそれだけではなくて「差止め」につながる訴訟上の訴権を持つ仕組みにリンクさせることによって、消費者側も権利性を意識しながら監視機能を高めることができるのではないかと思います。また、行政相互間でもこのような役割を考えられるのではないかと思います。

国民生活センターなどはさまざまな商品についてそれなりの情報を集めているわけですので、今、一般的な情報提供を中心にしておられますけれども、行政機関への勧告なり、問題提起をするなり、それが法律上の権限として規定されていくということも必要なのではないかと思います。

国民生活センターというのは一つの情報センターとして果たせる役割が特にあるだろうと思いますが、その他にも複数の行政にまたがった情報を把握するようなところでもあるわけですから、今回の食品についての安全委員会と主務官庁との勧告権の関係のようなものが、もっと広範に発想されていいのではないかと思います。

落合部会長 福原委員、どうぞ。

福原委員 私は基本的には国の体制と民間あるいは業界の体制等がもっと有機的に結びついていいのではないかと感じるわけです。

今、福川委員が社内の監視体制ということをおっしゃいましたが、会社内で内部検制組織をしっかりさせることはもちろんなんですが、もう一つ、業界で会社を監視するという組織があってもいい。先ほど田中委員のおっしゃったようなことは、既に保険業界では、保険業界のOBの方が検査協会みたいなものをおつくりになって、代理店の契約を監視しておられると思います。

ですから、そのようなことを今度は国とどのように結び付けるかということを考えていくのが、契約問題については一つの解決ではないかというふうに考えております。

落合部会長 松本委員、どうぞ。

松本委員 論点1で申し上げたことと絡むんですが、論点3の の前段についてであります。「行政による監視体制を補完する事後チェック体制として安全基準を自主ルールとして定める場合の法的位置づけ」というのが、私、何のことかよくわからないんです。といいますのは行政による監視体制があるというのは、当然、行政が定めた安全基準があるわけであって、それは自主ルールではないわけですから、安全基準の遵守、コンプライアンスを行政が事後的に監視するのを補完するために事業者が自ら何か、あるいは事業者団体が何かということであればわかります。

そうではなくて、行政が安全基準をつくっていて、その上に自主ルールとして上乘せの安全基準をつくっている。ミニマムは当然クリアしていることを前提にして、「我が社のこの製品は、こういうより安全の高い仕様でつくっているんだから」というような場合に、そのことを対外的に宣言しているにかかわらず、それを実際はやっていないという、いわば信頼だけさせて、実際、裏切っているという問題がもしここで考えられているのだとすれば、それは上乘せとしての自主行動基準のコンプライアンスの監視を行政がやるのか、自らがやるのか、第三者機関がやるのかという話になると思います。

それから、そもそもミニマムの安全基準すら何もない製品、これは非常に多いと思いますが、安全基準が必要だとされている残留農薬のような場合に、一事業者が独断で「我が社はこれでいいと思う」ということで出荷するというようなのを法的に位置づけるというのは問題が相当あるのではないかというふうに思いますので、この の前段の趣旨を事務局としてもう少し御説明願えますか。

七尾国際室長 この は、規制の在り方が見直されていく中で、一定の性能なりを法律で掲げて、それに合致するようなものの参入を求めたり、製品を世の中に出すことを認めていくというような流れに、今、規制の在り方がなってきたというものです。

それを踏まえながらも、さらに具体化として、事業者が自主ルールを決めたりした場合に、それを行政サイドとして認めていくようなことができないか。そういうような観点で、たしか2点目におっしゃったような、上乘せ規制をやってより安全を確保しているというふうに見せかけて、実はやっていないというものをどうこうするという趣旨ではないんですが。

松本委員 数年前に建築基準法が仕様規定から性能規定に変わりましたが、それ以外の法律でもそのような方向にかなりあると思うんですが、安全基準が性能で示されている場合に、その性能を実現するための具体的な設計とかスペックについては、事業者に任せて、その性能を満たしているということの立証責任を負わせると。そのような形の安全基準ということですね。

ですから、安全基準は性能基準として公的なものがあるということが大前提になるわけですね。わかりました。

落合部会長 論点3で、浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 先ほどちょっと言い落としましたので。消費者側の申立制度等ということでも少し申しあげましたけれども、またこれも後日議論になると思いますが、こうしたことに非常に有益なのが公益通報者の保護の制度であると。そういう位置づけもしながら議論していくことが必要ではないかと。罰則の強化ももちろんそうであります。

落合部会長 鍋嶋委員、どうぞ。

鍋嶋委員 皆さんの御意見を伺っていて感じたんですけども、要は自主的にやろうが、どういう形をとろうが、結局、罰則をもってやるよりしようがないんじゃないかなと。罰則をはっきり決めて、それで強めると。そのときに社名公表とか、そういうことも手だろうと。

先ほど高委員がおっしゃったことなただけけれども、日本というのは非常に弱いというか、なあなあで終わってしまうところがある。そこが右か左かはっきりしているならば、罰則どおりにやればいいということではないかなというふうに感じました。

落合部会長 高委員、どうぞ。

高委員 ちょっと付け加えたいんですけども、罰則を強化するだけという意味ではないんです。実は強化してしまえば、ある意味で危険な社会を作る可能性もあるわけですね。できるだけこれは表に出ない方がいいだろうということで、みんな隠すようになってしまおう。しつこく連邦量刑ガイドライン的の云々といっていますけれども、これは安全な社会を

作る上でどうしても必要だと思えます。企業側の協力をもらわなければ、安全な社会などつukれないと考えます。

だから、自主的に問題があれば報告してくれば、それは考慮に入れます。あるいは日ごろから問題が起こらないように取り組んでいけば、それも考慮に入れます。ところが、組織ぐるみで隠すようなことあるいは証拠を改ざんしてしまうような、司法妨害みたいな、そういった行為があれば厳しく罰する。このようなアメとムチを用意することを設ける方が安全な社会を作る上で欠かせないと申し上げたわけです。

落合部会長 それでは、論点3についていろいろ御意見をお出しいただきましたので、ここでちょっと休憩を入れたいと思います。15時50分から再開いたしたいと思います。約5分、休憩ということにいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

論点4

落合部会長 それでは、50分になりましたので再開させていただきます。

今まで製品が流通する前の時点の話だったのですが、今度はその製品が流通した後の安全確保をどう図るかという、そういう大きな枠の中でのまず最初に製造業者、販売業者の責務という論点4という部分につきまして、御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どうぞ、加藤委員。

加藤委員 これは自動車だけではなくて、什器備品も結構あるわけです。これは自分の家だけが問題ではないので、回収してもらわないと危ないと思うようなことというのはあります。

それから、これから福祉介護用品の問題も、一生懸命安全を期しておつくりになるのでしようけれども、そうではなかったといったようなケースも出てこようと思われまので、リコール制度というのは矮小化しないので、どのような分野の生活用品でも、対象になるべきではないかというふうに考えます。そして、また消費者はそういったものを回収してもらおう権利があるのだということがどこかで明確になっていく必要があるのではないかと思います。

落合部会長 それは論点5の方に関係したお話だと思いますが、27ページの論点4の部

分につきましては、御意見は。

加藤委員 消費者側から見たときには、やはり複雑な流通過程を経て手に届きますので、生産する側だけではなくて、流通する側、させる側の責任も同等に私たちとしてはある - 同等というのは、ケースによって重みは違うかもしれませんが、少なくとも同じように安全確保のためには責務があるので、それを明確にしていく必要があると思うし、発見した場合の報告義務というのは当然あるのではないかと思います。

落合部会長 福原委員、どうぞ。

福原委員 「販売業者は消費者からのクレーム等安全に関する情報を有しており」というふうにここに書かれておりますが、有していないのが現状で、だから事件が起きているのではないか。あるいは取り扱っている商品そのものについての情報もちゃんと持っていないのではないかというような気がしますので、下にありますように「小売業者、輸入業者といった販売業者の責務は」、今おっしゃったように製造業者 - 同等というか、あるいは必ずしも同等でないという場合もあるという御指摘がありましたが、「それについての情報を持って提供する義務がある」というふうに、前向きに取り上げるべきではないでしょうか。

落合部会長 鍋嶋委員、どうぞ。

鍋嶋委員 現実に苦情を受けている者から言わせてもらいますと、製造業者なんですけれども、今、福原委員がおっしゃったように、情報というか、製品情報としては、やはり製造業者の方が持っているわけでございます。販売業者よりも製造業者の方が持っている。ただ、ここの論点4の解決にはならないんですが、はっきり我々としても非常に苦慮しているところがあるんですね。苦情を受けたときに、それが販売業者に行って、販売業者で処理されてしまって、間違った情報が流れることもままある。製造業者に来たときには、製造業者としてはちゃんとと言えることがある。

ということで、販売業者でも苦情を正式に受けて「私どもはもう製造業者には関係ないですよ」という会社もあるわけです。中には製造業者に言ってくる販売業者もある。そこがはっきり分かれていない。それはケース・バイ・ケース、その会社によって違うという状況です。

ここの解決にはなりませんけれども、ただ、物とすれば、製品に関する情報はやっぱり製造業者の方が持っているわけで、「こういうことですよ」という説明ができるのですけれども、それを販売業者に言って、販売業者がまた伝えるという形になるかということで、

現実問題としては、今、業界というか、我々としては苦慮しているところです。

落合部会長 田中委員、どうぞ。

田中委員 私ども生活協同組合は消費者団体であると同時に事業をやっておりますので、販売者責任ということについて、この間、幾つか問題があって、今お話があったような、かなり苦慮した面もございます。

販売者は消費者に対してフェース・ツー・フェースで対応するわけでありますから、明確な責任があるというふうを考えなければならないというのが大前提なんです。製造者と販売者の関係についてはいろいろなケースがあり得る。従来の日本の状況ですと、製造者の規模が大きく、販売者が零細であるのが一般的で、情報量も、製造者の側が圧倒的であったと思うんですね。ただ、最近は状況が変わってきて、大規模な販売業者というものも生まれているし、販売業者の主導による製品の開発ということも出てきている過渡期というか、転換期にありますから、その状況を踏まえた製造者と販売者のそれぞれの責任の在り方というものを決めていかないと、一概に言ってしまうわけにはいかないのではないかなというような感じがしております。

販売者の側は、EUなどはかなり具体的に規定しているようですが、自己のプライベート・ブランドとしてつくった製品は製造者と同等の責任を販売者は負わなければならないだろうと思いますし、自己責任によって輸入した商品についての責任というようなものも当然あるだろうと。

製造段階で社会的にオーソライズされるナショナルブランド商品の扱いについては、やはり責任の度合いが違うとか、そういう細かい仕分けを今の日本の流通を考えるとする必要があるのでないか。ただ、販売者は最初に申し上げたように消費者に直接対応するわけですから、そこでのできる限りの情報の公開ということはやらなければならないし、安全に関する問題が発生したときの行政庁への報告も必要と思う。

また、販売者の零細性を考慮し、それを補うために業界団体をどう活用するのかというようなことも視野に入れて、いろいろなことを決めていく必要があるのではないかな、そんなことを考えております。

落合部会長 浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 今日の製造物責任法は、今、田中委員が言われたような、損害賠償責任の仕分けにはなっていると思いますが、ここで損害賠償という意味での販売業者の責任を議論しようというよりは、むしろ拡大被害の防止のために販売業者にどういう役割を担ってい

ただくことができるだろうかという観点だと思います。

その意味で、業種によっていろいろあるでしょうけれども、販売業者に事故情報あるいはクレーム情報が一時的に集中するというものが結構あります。自動車などですと修理業者の方にむしろたくさん集まっていたりということがあります。

そういう事故情報に接する業種の人たちが事故情報を収集し、それをしかるべく行政的に公的に把握される仕組みを、高先生がいつもおっしゃられるように、それを促進できるといいでしょうか、それを促すことでメリットがあるような仕組みとともに入れていくこと。そして、その情報を消費者側も活用できるようにするのは非常に有益だと思います。

この全体を見まして、後ろの方もそうなのですが、情報をどう収集するのか、特に事後的にどう収集するのかという論点立てがないんですね。むしろ、そういう観点で、行政もどのように情報を集めるのか、製造業者から、流通業者から、あるいは修理業者から、また、収集する仕組みはどのように法的なものにしていくのかとの論点を設けることが必要だと思います。

落合部会長 情報の関係では、論点6以降のところに関係した論点としてまだお出しただくということにしまして、EUのこの2001年の改正、一般製品安全指令というところでは販売業者に対しても一定の責務というものを課している。このような方向が考えられるのではないかと、そういう論点提起だと思います。基本的にはそうすべきであるけれども、我が国の流通事情その他を考慮した的確な対応ができるような必要があろうという議論が出されているということだと理解しましたが、ほかにこの点につきまして。宮部委員、どうぞ。

宮部委員 おおよそのところはこれで筋が通っていると思うのですが、最近、C2Cと申しますか、個人で輸入して、皆さんに分けてあげるとか、そういう方が少し金がたまって、企業に近い有限会社にするとか、会社にしないまでもそういう販売組織になっていく。これは発生過程からいうとC2Cということなのでしょうけれども、C2Cでのいろいろな問題というのは結構あるわけです。

この辺は、こういう論点での規制をしても、恐らく何も対応しないのではないかと心配するのです。個人営業や零細事業者は、何か問題が発生すること自体が自分の生活にかかわるため、問題が起きても、何も言わないだろうし、「知っている方々に分けているのだから、いいのです」というような話になるかもしれない。そういう話を、ときどき聞くものですから、そういうところまでも規制の対象とする - - 網にかける話として考えるのか、

結構、その辺の中小企業よりもうちょっと小規模の事業者のところ、規制を行うにあたって問題がありそうだと思います。

落合部会長 どうもありがとうございます。この27ページの2の等見ますと、「その能力の範囲内」という限定はEU指令の方でもついているようですけれども、これはどう解釈するかはありまじょうが、一応、それぞれの販売業者の能力というものもにらんだ上で、一般的に安全確保に協力する義務を負わせようと、こういうことだと思います。

したがって、御指摘のとおり、販売業者と一言に言っても非常に巨大な販売業者から零細な販売業者までいろいろありますから、それを一律にというのはなかなか難しいという面は、御指摘のとおりだろうかと思います。

ほかにこの論点につきましてございますか。よろしければ、次の論点の方へ移らせていただきまして、論点5ということで、これは監視及び不具合があった場合の回収という論点であります。

この点につきまして、ここで提起されているような問題点について御意見をお願いしたいと思います。どうぞ、加藤委員。

加藤委員 先ほど先走りまして申し上げましたような次第で、どのような商品に対してもこれが什器備品のようなものとか、薬品、食品、幅広く適用されるようなことがどこかに規定されていく必要があるのではないかと思います。

消費者は安全なものを供給される権利があると同時に、何かあったときには危険回避のための措置を受ける権利があるという形をとってほしいと思うわけです。

落合部会長 どうぞ、浅岡委員。

浅岡委員 31ページに消費生活用製品安全法の規定がありまして、「当該特定商品の回収等必要な措置をとることを命じることができる」とあるのですけれども、ここに言う当該特定商品というのはどのようなものなんでしょうか。すみません、調べてこずに来ました。

七尾国際室長 特定製品で、そのうちで特に特別特定製品という形で法律に基づいて指定されているものがございまして、特定製品トータルでは5種類ございまして、乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、それから身体確保用の登山用のロープですとか、あとは家庭用の圧力鍋及び圧力釜のようなもの、それから自動二輪車に乗る場合の乗車用ヘルメット、このようなものが指定されております。

浅岡委員 今加藤さんがおっしゃったのは、多分、消費特性がいろいろあるのですけれ

ども、特にこれらは危険だということがあって指定されていて、確かに私も今そういう議論があったことを思い出しましたが、対象を限定しない仕組みが特定商取引法の指定商品制と同様に必要なのではないかと、そういう意見なのだろうと思います。

落合部会長 福原委員、どうぞ。

福原委員 先ほどの論点4のところちょっと戻るかもしれませんが、それとリコールのことと関連してみますと、前々回申し上げたとおり、今の時代というのは安全の権利が図られるべき消費者が、ある日、突然販売者なり、生産者に同時に変わってしまうという、そういう時代であるというふうに考えるわけです。

そうすると、先ほど宮部委員がどこまで流通にかかわった方の責任が問われるべきかということと言われたのと同じように、リコールについてもまったく同じことが言えるのではないかと思うわけです。

そうしますと、これを全部制度化することはできない世の中にもうなっていると思います。しかながら、そういう個人で流通していらっしゃる方にも責任が及ぶことがあるよということをはっきりと規定しまして、そして意識を持って仕事をしていただくということしかないのではないかというふうに思うわけです。

落合部会長 どうもありがとうございました。ほかにこの論点につきまして。

よろしゅうございますか。それでは、その次の論点に移らせてもらいます。37ページの「情報の収集及び提供の在り方」という大きなタイトルの中の、まず最初の論点で、論点6というところで、まず行政から消費者への情報提供という問題、ここをどういうふうの問題点を把握し、その改善を考えていくかという論点であります。

37ページの四角の下に図がありますように、情報の流れというのは、事業者、行政、消費者というふうに3主体を考えた場合には、それぞれの中にあり得るわけですが、論点6におきまして御議論いただきますのは、行政から消費者へという情報提供の流れを念頭に置いて、改善、強化する課題がどういうものかということをお議論いただくということになります。この論点、いかがでしょうか。

浅岡委員 先ほど言いかけたことなのですが、この図を見まして、行政が提供する情報をもともと消費者から来ているということが頭にないのかなと思ったんですね。

矢印が消費者にしか向いていないわけですけれども、本来はユーザーから事業者にも、また行政に事故情報が来ている。いかにそれらをしっかり収集するかということが、まず基本の論点になればいけないと思うんですね。

そのための制度をどうするかという点で、自動車についてのリコールにもかかわりますけれども、それまでC I S情報という、国土交通省の中にユーザーから直接の情報収集システムがありました。それをアメリカの制度にならって専用電話を置き、24時間とまでいかないのしょうけれども、集中して事故収集する体制にして広報したところ、1年分の情報が広報後1カ月で集まったとのことでした。事業者の事故隠しやリコール隠しをカバーしていくためには、行政自ら消費者から直接情報を得て、チェック体制をとるしかないというのが国土交通省の結論であったわけですね。消費者からしっかり情報を得て、それをちゃんと分析、活用する仕組みができれば、事業者は同じ情報を後出しすることはかえってマイナスだと、隠していたということになりますから、必然的に事業者からも情報が行政に集まるといいう仕組みができるというのが、今回の自動車のリコール隠しに関連して得た教訓であったわけです。

特に医薬品とか食品にかかわるものとか自動車とか問題の多いものは、もちろんそうした仕組みをどう強化していくべきかが議論されないといけないと思います。現に国民生活センターとか、経済産業省でも事故情報収集制度などで一応収集する体制はあるわけですが、その評価をして、もっと強化するにはどうしたらいいか、何をどのように集めるかということがまず議論としてあって、その次に行政はすべての情報を出すわけではやはりないわけですね。どのような情報は出してはいけないのかということについても議論はきちんとしておいて、そうではないものは開示していくんですよというところが必要だと思います。

その関係で39ページにあります自動車に関するユーザー等からの車両の不具合情報について、かなり詳細なものが国土交通省からホームページ上で出るようになりましたが、これはごく最近のことなんです。以前からも、C I S情報として国土交通省に大変たくさん、極めて詳細のユーザーからのクレーム情報が集まっていたのですが、全く門外秘でずっときたんですね。本当に欠陥なのかどうか、不具合なのかどうか分からないからとか、信頼性がわからないとか、いろいろな理由が言われていたのですが、何を出して出すべきでないのかということの議論をしていく中で、こういう形までできました。

自動車でこれなのですから、たいていの商品については同様のことが言えるのではないかと。ここに機種、型式なども出ていますので、製品がわかる形で事故情報を出すところまでできているわけです。これを一般化させることが重要ではないかと思えます。

落合部会長 ほかにこの論点につきまして。大羽委員、どうぞ。

大羽委員 今回の浅岡委員のお話のとおり、やはり消費者の方から行政に向かってかなり情報が出てくるのではないかと思うんですが、しかしながら一番たくさんの情報がコンセントレートするのはやはり行政サイドではないかと思うので、行政サイドでいろいろな情報を集めて、その情報をどう仕分けるか。つまり、危害情報だとか、危険情報とかいうのをどう仕分けるか。仕分けた後、どう情報発信を逆に消費者に発信するかということが大事になってくるのですが、そのときにどうしても第三者の目から見た情報の仕分けというのが大事なような気がいたします。何となれば、そこで恣意的な判断をしてはいけなからだとということだと思っんですね。

そういうことによって、行政の方もその判断が明確になるということになります。一方的に行政の方が判断してしまうと、また行政の責任ということも問われかねないということにもなりますから、第三者に一定の評価をしてもらって仕分けるということが大事なのかなと、またこれが今様の考え方なのかなというふうに思いました。

落合部会長 宮部委員、どうぞ。

宮部委員 この下の図はちょっとおかしいので、情報は、消費者の方から事業者の方へも行っていきますし、行政の方から事業者へも行かなくてはいけないし、全部往復でなければおかしいと思っんですね。情報を伝えるというところではそれぞれ選択なり重点が置かれて話が伝達するわけで、同じ情報をグルグル回すことではないはずで。

ともかく、これは両方とも二重の線でなければ、私はおかしいと思います。

落合部会長 恐らくこれを書いた側の考え方としては、もちろん当然のことながら情報は相互に循環していることは確かであり、そういう意味では情報の流れという表示をすれば、御指摘のとおり、当然、両方向に供与されるはずだと思っんですね。浅岡委員からもありましたけれども、ここでの問題提起は情報の流れが双方向あるいは複雑に交差するということはある得るんだけれども、それを前提にした上で、行政が消費者に対して情報を開示していくとすれば、どういう情報を対象にするか、どういう形で情報を開示するか、透明性をどう確保するかという、そういう問題提起で、問題提起に合わせるとういう図になるとうことで、情報の流れ一般、収集も含めてとなりますと、これは違う図になるのだろうというのは御指摘のとおりだと思っんですが、問題の立て方に対応した図になっているのとうだとうふうに御理解いただければ、それなりの整合性があるかと思っんです。岩田委員、どうぞ。

岩田委員 こちらに書いてある開示の仕組みが幅広い分野でとうのは大事だと思ま

して、今、ここに例が出ているホームページ、これは非常に細かい、詳しい情報まで開示できるという点で優れていると思うんですけども、やはりここまでアクセスする人は限られてくるというところでは、情報の優先順位を付けて、まず大事なものはこういう方法で、もしかしたら記者会見というところになるかもしれませんが、あるいはハードコピーのものを役所に配るなり、消費者団体に出すといったようなことになるかもしれませんが、「こういうIT時代だからホームページで公開したらよし」という方向に流れないように、やはり幅広くやる必要があると思います。

落合部会長 田中委員、どうぞ。

田中委員 タベのNHKの特集でも、食品安全委員会の在り方の問題で議論がされておりましたけれども、つまり消費者の目から見て必要な情報が開示され、提供されなければならぬというのが大原則なんだろうと思うんです。ですから、情報の収集の過程にしる、選別の過程にしる、開示の過程にしる、消費者の常識を尊重して、消費者の立場から選別がされるという仕組みを作ることが一番大事なことなのではないだろうか。どういう性格のものを開示するかを決めるにあたって消費者の視点に立つことが欠落すると困るなという感じがするものですから、ぜひその点はどのような形かでお願いしたいと思います。

落合部会長 有馬委員、どうぞ。

有馬委員 情報の収集・提供は、まさに国民生活センターの中心的な役割なのでありますが、収集の場合に下から2つ目の黒ポチにありますように関係機関の、例えば保健所というようなのがございますが、現在、私どものところは消費生活センターからの情報収集は行われておりますが、保健所までは及んでおりません。どのような連携がとれるかということは今後御検討いただくというのは非常にありがたいことだと思います。

もう一つ、提供のことでございますが、今、おっしゃったように、ホームページで事足りしめないようにとおっしゃるのはそのとおりだと私どもも認識しております。しかし、では本当に必要なところに行き届かせるようにするにはどうすればいいかということはかなり苦心を要するところでございますが、『たしかな目』とかそのようなものも発行いたしておりますが、なかなか届きにくい部分もございますので、このあたりも今後御一緒に検討していただければありがたいと思います。以上でございます。

落合部会長 浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 関連して追加なのですが、岩田委員がおっしゃいましたように、情報は消費者にわかる形で、生かされる形で伝えられなければいけないというのはそのとおり

なわけです。

私どもがずっとこの情報の開示のことを言ってきましたときに、アメリカでは例えばこの39ページの下段にあるような形というのはずっと昔から出ていて、それを見ている人はだれかという、事業者と専門の消費者団体なわけですね。事業者もよくわかる人たちだからツボを心得て出していただくことも期待をしたいわけですが、消費者個人ではできないプロの消費者団体がちゃんとあって、情報を消化できて、それをマスコミなどに提供して一般に公表していただくと。これがもう一つの情報の循環ルートとして既に生かされているわけですが、日本でなかなかその仕組みができないのが現状です。

そういう意味で、消費者団体をどう育成し、役割を持たせていくかということにも、情報をどう使うかという点に位置づけていくことが必要であろうと思います。

落合部会長 宮部委員、どうぞ。

宮部委員 まさに今日この話というのは、ここにおられる行政の方と消費者団体の皆さんとでよくお話し合いになっていただきたいと思うわけです。人に「どうやったらいい？」と聞くだけではなしに、「俺ならこういうものを出したいけれども、あなた方、これでいいですか」という考え方を一緒に議論して欲しいと思います。

今、公共広告機構がございまして、あれは「水を大切に」とか「うつくしい日本」とかそんなことしか広告に書いてないのですけれども、そのもう一段下の具体的レベルまでどういうふうに下げていくかという国民への広報のあり方の検討も必要ですし、またもう一つ、業界別にはどういうふうにするかというようなことを、ぜひ真剣に自分の仕事として、行政の仕事として考えていただきたい。人の意見だけとらずに、自分で勉強してほしいと僕は思います。以上です。

落合部会長 ほかにこの論点6につきまして。福原委員、どうぞ。

福原委員 今おっしゃったことにちょっと付け加えますと、現在の公共広告機構でも、例えば消費者保護という大きな問題を取り上げてくださというふうに働きかければ、十分このような議題を広告として提供することは可能だと思います。ただ、今までそういう働きかけというのは、恐らく行われてないのではないかと考えております。

落合部会長 大羽委員、どうぞ。

大羽委員 先ほど、インターネットで出すか、ハードコピーで出すか、あるいは新聞に載せるか、記者会見をするかとか、いろいろな手段があるというお話があったんですが、やはりその前に情報の評価付けというのが非常に大事なのかなというふう思うわけです。

ね。

何となれば、製造物責任法のできた前後でしたか、たしかこんにやくゼリーで8人の方がお亡くなりになっている。国センからは『たしかな目』などで情報の発信はあったけれども、実際にはメーカーさんが中小メーカーだったこともあるわけでしょうけれども、果たして国民の大宗に届いていたかという問題があるわけです。これは行政からすると「出した」ということではないかと思うんですが、そこはどういうふうに、効果あらしめるかということになります。つまり情報をどう評価するか。これは切迫した危険なのか、それともこのまま放っておいてもいいのかというようなことかなと思うんですね。

それに伴って、私、さっき申し上げた、だれか第三者の方がそういったことも評価をする - - 専門の方が評価するのが一番いいんでしょうけれども、というようなことは私は思っております。

論点7

落合部会長 ほかに行政からの情報はいかがでございますか。

それでは、その次に事業者から消費者に対する情報提供ということになる、中心はそこになるかと思いますが、行政に対する情報提供も両方考えられるということですが、この論点7につきまして御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。加藤委員、どうぞ。

加藤委員 急には無理な話かと思うんですけども、私が今感じましたことは論点7の一番最後の3行くらいのところで、最近起きました適法でない農薬の使用についての事件でございますけれども、例えば普通の食品工場ですと、どんな添加物を入れて、どんなふうにするか、それで商品を作るかということを伝票や何かみんな管理しているわけですね。ですから、この間、違法香料があったときは大騒ぎで、新聞に各メーカーさんのお詫びの広告がいっぱい出てきたわけですけども、農薬につきましては、農家という非常に大変な労働の、家庭内労働といいたいまいしょうか、そういう現場があるがために、どんな農薬をどんなふうに使ったかという管理が義務づけられていないわけですね。

一応、農協の方から「出荷何日前にこの野菜・果物には何々は使わないように」といったような御指導はあるらしいのですけれども、かなりそれは無視されている。まして、安くて効果のある農薬があれば、それに手をつける。時には、農協自身がそれを斡旋してしまったというようなこともあるわけで、日本の場合、農薬の使用記録の義務が生産者の方

にないわけですね。ですから、トータルとして、我が国における農薬の生産とか流通の量を把握されていても、消費の量というのの総合トータルの把握がされていないわけですね。これは農家という特殊事情を考えると酷なことを求めると、「消費者というのは何と勝手なことを言う」と言われるかもしれないけれども、もし農家が御自分の家でつくったものを自分の家だけで食べるとしたら使わないようなものも、ルーズに使われやすい環境をつくっていくということで、そういう義務付けがないことが、農薬使用をルーズにしてしまうのではないかというふうにも推測されますので、「生産の産地から消費までの経路特定性を高める情報保全措置の導入等」という言葉の中には、ここのところは農林水産省の範囲だとか、あるいは厚生労働省の範囲だとかいう話になってしまうのかもしれませんが、非常に大きな事例として消費者は不安を持っているということを問題提起させていただきます。

落合部会長 浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 事業者からの行政に対する危害・危険情報の提供といいますのは、どこまで全商品をカバーするかということになれば議論があると思いますけれども、主だったものは報告義務を明記することが必要になっていると思います。

情報公開法との関係で、任意提供情報ということになりますと、その後の公開、開示におきまして、任意提供情報であることによる幾つかのスクリーニングをかける作業になってきまして、開示されなかったり、必要なことも間に合わなくなるということが現に幾つか起こってきているわけですね。

そういう意味で、前も申しましたけれども、行政はどういうところから、どういう形で情報を収集するのかという観点からの整理が必要です。事業者との関係では、かなりの部分について、やはり情報提供義務を課すと。全商品というふうにして、性能的に危険度として区分することで、提供義務を一般的にして、具体的に漏れた適用というのは事後チェックにかけるというのも一つの考え方でしょうし、製品というか、分野的に分けていくというのも一つの方法だと思いますが、いずれにしても法的根拠が必要だと思います。

落合部会長 高委員、どうぞ。

高委員 危害・危険情報を行政に報告する義務ですけれども、少なくとも今の自動車、それから薬事法に基づく報告だけでは足りないと思います。

ただ、かなり幅を広げていきますと、随分些細なことまで言わなければいけなくなってしまうとも思います。例えば、薬の包装で喉を傷つけてしまった。それは危険だというの

で、これも報告しなければいけないとか、いろいろなものが出てくると思いますので議論が要るかと思いますが、基本的に現在の薬、自動車に関するリコールのレベルにとどめるのは若干狭いのではないかと考えております。

それから、消費者に対する情報提供ですけれども、これは安全そのものとは直接かわりありませんが、先日、西友の事件がありました。ああいった事件の場合、例えば産地の偽装があったとか、商品に瑕疵があったとか、そういうときにそれを公表しなければ、それは隠したということで、マーケットが後で気づいた場合には厳しい批判を受けるわけですね。ですから、西友は主体的に公表したわけですが、この場合、商品を購入した人、消費した人がだれかわからない、それを証明できないといった、こういった問題が今後も出てくると思うんですね。

そういったときに、事業者として情報提供とともに、どういう対応をとればいいのかということも少し考えてあげるべきではないかと感じます。前回のような、あれは消費者といていいのかわかりませんが、詐欺的な行為が罷り通るような状況では、「公開しない方がいいだろう、黙っておいた方がいいだろう」と事業者は考え始めると思います。ここの枠組みで議論するのかどうかわかりませんが、今後の検討課題に入れていただければありがたいです。

落合部会長 山中委員、どうぞ。

山中委員 43 ページの最後の方なのでございますが、牛肉の場合がここに出ておりますけれども、トレーサビリティの生産者履歴情報の1から10がここに列記されておりますけれども、4番の出荷者というところが、まだ決定していないのでございますね。今、揉めている段階といたしますが、そのように私は聞いておりますけれども、私はこの4番のところを氏名、住所、電話番号、全部でなくてもよろしいかと思うんですが、とにかく生産者の責任において、任意情報としてではなくて、義務化をぜひお願いしたいと思っております。

いろいろマイナス面もあるようでございまして、個人名が出ますと、またそれに負の問題がついてくるやに聞いておりますけれども、でも思い切って、生産者の中には自信を持って「自分のものは自分の名前で消費者に届けたい」と言っている生産者もおりますようですので、ここは任意にということよりも、義務化ということにぜひお願いしたいと。要望でございます。

落合部会長 この点、何か事務局の方からございますか。

七尾国際室長 (4)の義務化がなされているかどうかについて、最終的に確認させていただきたいと思いますので、その後、御報告させていただきます。申しわけありません。

落合部会長 事業者からの情報提供につきまして、御意見はほかにございますでしょうか。

それでは、その次の論点に移らせていただきまして、45ページの論点8というもので、表示を仮に義務づけたとしても、その表示の仕方が非常にわかりにくいということがあると、表示をさせた意味がないという問題も出てくるというような点で、適切な表示と情報提供によって被害が少なくできるという場合が相当あるのではないかと。そうだとすると、安全に関する表示を再検討する必要があると。

それから、マーク制度の活用可能性についても検討の必要はないかということで、46ページに若干のマークがあがっておりますが、このマークを見てすぐ何を意味しているかということがわかるかということからいきますと、これはいろいろ議論があるかもしれないという状況ですが、この論点8に関しまして御意見をいただきたいと思いますが、加藤委員、どうぞ。

加藤委員 45ページの参考22-の1で、サワーとかチューハイの低アルコール飲料の問題が出ていますけれども、低アルコール飲料で子どもが誤飲するような事件がずっと後を絶たないのですね。それで、モグラたたきのように主婦連合会としては業界とやり合ってきています。例えば、かわいいペンギンちゃんのマークのビールであったり、ペンギンをやめてくれという今度はお花になってきたり、そのお花はまるでジュースのものようなお話になったりと……。こういうモグラたたきというのは本当に良くない。何とかして、国民が非常に低い年齢のところからだんだんアル中気味になっていくような社会構造を、テレビ広告を含めてもそうかもしれませんけれども、少なくとも実物表示のところでは厳しく規制されるべきではないかということで、皆さんの御関心と御協力を得たいという次第でございます。

落合部会長 ほかに御意見ございますか。大羽委員、どうぞ。

大羽委員 だんだん高齢化になって、さらに外国人なんかも多くなっていくということからすれば、こういったピクトリアルなマークというのは、国内でよりむしろインターナショナルな、グローバルな感覚でつくらなければいけないということは確かです。

そういう意味では、図3に出ております、これは家電製品協会が基本的に作成しているもので、これは大体グローバルなものかなというふうに私も思っております。しかし、そ

うでないのもたくさんあって、この図2は実際にはこういうふうになっておりますけれども、ピクトリアルなマークも一緒になっているわけですが、それはとてもわかりづらい。2つの液が混ざるようなものを図案化したものですね。ただし、これはスーパーマーケットで売っていても、みんなこれはわかっているわけですね、日本人は。だから、そういう意味で、この10年間、これが定着してしまったから、むしろこれは変えない方が日本人としていいのかもわかりません。そういう意味では、非常にローカルなスタンダードがつくられてしまったというわけです。しかしながら、これからは図3のようなのを非常にたくさんつくっていくという必要があるだろうと考えます。

それから、具体的な話で恐縮なんですけど、玩具協会さんのマークは、どう見ても子どもにあれがわかるかということとなります。お父さん、お母さんにむしろそれはわからせた方がいいのではないかなというように、何も子どもに迎合することも必要ないのかなというふうに思ったりしております。

それから、この図4の損害賠償制度のある表示というのは幾つか出ておりますけれども、そういう意味ではこういうふうなマークのあった商品で、何かあれば、賠償の履行が確保できるよということ。つまり、賠償責任保険が後ろについているよ、損害保険会社がプロテクトしますよという意味なんですけど、これは多分、損害保険会社としては痛し痒しのことではないのかなということ。お客様がけがをしたら、どんどん賠償請求してくださいよという話ですから、そういう意味ではこれもローカルな感じ。日本ではそういうふうなことで売れるという商品ですが、アメリカではまず考えられない。この商品でけがをしたら、必ず賠償しますよというのを保証するようなものですから、アメリカ的はないでしょうけれども、こういうふうなものも本当はない方が - - ということは、今PL法もできてしまっているわけですから、損害賠償請求、賠償履行確保の問題はともかくとして、賠償しますよということは普通な考え方でしょうから、こういうマークを別につけなくてもいいのではないかなというふうに私は思うんですが。ずっとつけていた商品がこれがなくなってしまうと、何か変な商品、途端にマイナスのイメージになるということはあるんでしょうけれども、できるだけこういうふうなものはむしろない方がいいのかなと思います。

そういう意味では、全体的にもう一度こういうふうなものを見直すということが必要なのかというふうに思います。

落合部会長 福原委員、どうぞ。

福原委員 今の話はちょっと問題がありますのは、こういう工業会に入って自主規制をやっているような会社については適用できるんですが、アウトサイダーがたくさんおりますので、アウトサイダーについては全くそういうこと - - 損害賠償の規定を適用することができなくなってしまうんです。マークをなくした場合、消費者としては工業会に入っている人たちなのか、アウトサイダーがつくったものなのか、この辺はわからないということがあるわけです。これは、ただ問題点として申し上げておきます。

落合部会長 浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 その関連でもありますが、このマークがついていれば、確実に賠償されるということでは現実はなく、実際の賠償請求で大変苦労し、認められないということが多々あるわけです。ですから、そういう意味で消費者は「これで大丈夫」と受け止めるとすれば、それもかなり誤解を招くと思います。これは後の論点9の救済のところともかかわる問題です。

論点8と9とは関連してしまっていて、論点8ではかなり行政的に、あるいは業界的にこういうマークをと、こういう定め方をしていますというような形ですけれども、警告表示の在り方という観点からいえば、製品の欠陥の一つの形として警告上の欠陥の問題があるわけですね。

ただ、日本の場合、残念ながらと申しますが、製品の欠陥を考えるとときに警告表示を主要な論点にするということがなかなかされない、裁判所でも理解が十分でなく、消費者側からもそれよりも製品本体の方の問題にどうしても論点がいくということで、十分な法的な議論がなされていないこともあって、警告表示が曖昧なまま来ているのだと思います。

たばこの表示で、「健康のために吸い過ぎに注意しましょう」という表示でいいのは、先進国で日本くらいだと思いますが、それが横行しているので、サラ金業者も「借り過ぎに注意しましょう」みたいな広告をするわけですね。

ここは、まずたばこの表示からやり直すとかいうふうにしていただくと、非常に発想の転換といいましょうか、社会として使う側も危機意識を持って考えるという習慣づけにもなるのではないかと思います。

落合部会長 はい、山中委員、どうぞ。

山中委員 論点8の なんですが、マーク制度の活用可能性の検討でございますが、ちょっと視点が違うかもしれませんが、要望として申し上げたいんです。いつも思っており

ますのは、私ども当然のことながらこういうテーブルで議論しているという対象は、健全な成人という、前提でいろいろなものがつくられていると思うんですね。

それで、この中にもありますように、アレルギー反応とか誤使用とか書いてございますけれども、先進国ではこの辺ももう少しは触れていると思うんですが、障害者に、以前、牛乳のパックに切り込みが入りましたものが販売され、それは障害をお持ちの方に大変活用されて、非常にありがたがられて、毎日買いに行く中で、切り込みが入ったパックをさわっただけで、これは何の牛乳というのがわかって買ってこれるという、それは私は本当に画期的なことだったと思うんですが、そのようにアレルギーの食品なり、いろいろなものが他にもあると思うんですが、本当に難しいと思うんですが、できるものから、何かマークでもよろしいんですが、何か消費者にわかるような方法ができないかなと。

これは大変難しいとは思ってはいるんですが、できるものからスタートを切っていただけたら、このマークの一つとして考えていただけたらありがたいなと思っております。要望でございます。

落合部会長 松本委員、どうぞ。

松本委員 でき上がった製品についての安全性の情報提供の話ではなくて、もう少し前段階の話になるんですが、食品の安全性を中心にして、リスクアナリシスということが言われています。すなわち何が安全かという次元の話ですね。安全基準を設定するような場合の話ですが、リスクアナリシスの中身、構成要素として3つあるんだと。リスクアセスメントという科学的な評価、リスクマネジメントという政策的な判断、アセスメントの段階でも、またマネジメントの段階でも、リスクコミュニケーションというステークホルダー、食品の場合であれば最大のステークホルダーは消費者ですから、消費者との間、あるいはそれ以外の者との間で情報を提供して、それに対する意見を吸い上げるというような形の、でき上がった商品のではないところの、もっと前段階の安全に関するさまざまな情報提供、安全性の評価に関する情報とか、管理に関する情報の提供、そしてそれらについての消費者からの意見の吸い上げといったのも、この安全のあり方という点からは入ってくると思いますので、基本的考え方とかいう、もう少し一般的なところになるかもしれないんですが、ぜひ御配慮いただきたいと思います。

論点9

落合部会長 それでは、47 ページにあります最後の論点9の方へ移りたいと思います。

製造物責任法が施行されて約7年経過したと。消費者が遭遇する被害とその後の事後救済の実情をどう評価するかということでもあります。この論点につきまして、御意見いかがでしょうか。浅岡委員、どうぞ。

浅岡委員 製造物責任法の立法の前もいろいろ議論があり、乱訴になると言われましたが、全然乱訴どころか、数えるほどもない。これは何だということになるかと思えます。

その背景にはいろいろあると思いますけれども、一つは全く使われていないわけではなくて、結構、損害保険の関係では給付もあるように聞いていますが、保険会社から全く開示されないの、適用状況がわからないわけですね。一時、商工会議所の保険だったかがホームページで出していまして、それを拝見したことがあるんですが、その後、なくなったのですけれども、それを見ると相当いろいろなところに給付されていると思ったことがありました。

大羽先生はそういう情報をきっとお持ちだと思いますので、開示いただければ「この程度、社会の基盤として使われているよ」というのが見えて、意識の浸透度として評価材料になるのではないかと思います。保険の関係では意外と多かったのがB to Bでした。製造物責任法自身がB to Cのことに限っていませんので、それは悪いことではなくて、そういうあたりでチェックがきいて、最終消費者の安全が確保できればいいわけだと思いますし、そのあたりももっと情報があればなと思っています。わからないものですからね。

それから、もう1点、なぜ事案訴訟が少ないのかというのは、PLセンターが個々の事業者の顧客相談室を補完する形でクレーム吸収をしているという面も確かにあると思います。裁定機能も持ったPLセンターができていますし、透明性を持ってよく機能させていくということも、監視の仕組みもあわせて議論するのは必要だと思います。

ただ、本体としての裁判では、私も幾つかかかわりましたが、大量といいましょうか、何十人、何百人、何千人というような被害者がいて、集団で訴訟する場合はそれなりに因果関係や欠陥の立証の情報も集まり費用を賄うことができても、個別の被害者が裁判でそういう立証をしていくには、費用的にも、手間としても、情報としても非常に負担が重いと。非常に立証の負担が重いということが一番大きな要因だと思います。

ヨーロッパのところなどで聞かしても、アメリカはディスカバリーで機能しているというのはありますが、医療過誤事件などでもやはり同じような困難があって、立証責任を転換するというような形でようやく勝てるようになったと。どこでも聞かれることでもありますし、日本の裁判所における証明の程度というのは、ヨーロッパより高い証明度を求め

られている、かなりの確信の程度まで立証が求められている点も、立証責任の転換との関係も含めて、司法の領域で考えるべきところだろうと思います。

最も根本的には、先ほど申しました事故情報等をどう収集し、それをどう機能的にユーザーの視点でも使えるようにしていくかというのが根本として必要です。この被害救済という面でも非常に重要なツールであり、情報面での強化というのはそこにも非常に大きく貢献すると言えると思います。

製造物責任法の見直し改正をする時期に近づいているかなと。EU等でも改定がなされてきていることがありますし、今、95年からいけば7年目ですか、10年目くらいにはきちんと改正ができるように準備もしていった方がいいかなと、議論をしております。

落合部会長 ほかに。加藤委員から、お願いします。

加藤委員 今、浅岡委員がおっしゃいましたけれども、やはりPL法の施行後、7年経過したわけですけれども、私たちとしてはPLセンターの現状の吟味といたしましうか、そういったことを公にみんなですしていく必要があるのではないかと。それから、議論の中で欠陥の推定とか因果関係の推定とか、いろいろな条項の中の追加といたしますが、そういうことによって現在のPL法の充実を図っていく必要があるというふうに思って、消費者団体としてはそれなりの勉強とか、それから申し出を関係機関にこれまでもしてきましたので、その辺をお受けとめいただければと思います。

落合部会長 大羽委員、どうぞ。

大羽委員 先ほどの浅岡委員のお話の内容の一つのお話になろうかと思うんですが、保険会社に聞きますと、かなりたくさん処理をしているようだという感じはあります。それから、先ほどお話がありました商工会議所のホームページに確かにかなり出ておまして、かなり高額な和解事例も出ていたのを私も見たことがあります。それも一番高いのは確かにB to Bであったような記憶があります。業者さんが生産物賠償責任保険で和解になったという話です。何か製品のコンポーネントを供給して、メーカーさんがそれをつくったというようなケースだったように記憶しています。

しかし、保険会社はどうでしょうか……。契約者の情報に属することですので、個別和解事案は保険会社は出さないというふうに私は思います。その辺はお客様の身になって、口が固いというふうに思います。あれは、多分、商工会議所がこういうふうな事例があったということでお出しになったものかなというふうに思います。

したがって、これから求められるのは、もっともっと多くの裁判事例が出てきて、それ

によって判決が出てきて、和解の手がかりになる、ADRの手がかりになることが必要なというふうに思っております。

前に、私、お話ししたことがあるんですが、例えば自動車事故が1年間に120万件くらいしか起こっているわけですけれども、その多くがうまくいっているのは自動車の保険があるからなわけです。そういう意味では、損害保険会社は巨大なADRの機関なわけですね。それである意味では利益を上げているということも言えると思うんですが、それがうまく機能しているのは、交通事故裁判のたくさんの事例があって、いろいろとうべかれし利益の損失などを争って、この人の場合はこういうふうな額だよということがはっきりする。非常に不当な損害賠償請求する方に対しては、「あなたと同様な事例はここでこういうふうに出ていますから、こういう高額なものはだめですよ」とちゃんと説得できるということでございます。

したがって、PLもこれから多数の事案が裁判で争われて、例えば過失相殺一つをとってみても、私は判断が困るようなものはたくさんあると思いますね。お子さんがオモチャを目の前で壊して、部品を飲んでしまったという事案を考えたとき、オモチャは大体叩くと壊れますから、そのときのお母さんの過失はどの程度だったか、メーカー側の過失はいかばかりかというようなのは、今、この問題を想定しても、皆さんのお考えは違ってくると思いますね。これはだれがジャッジメントするかというと、裁判官がしていただくということでしょう。保険会社もADRの一部でしょうし、家電協会とかそういったところがたくさんのADRをいろいろつくっていますね。さっき資料が出ておりましたけれども、そういうADRがうまく機能するのもそういうことがあるからではないかというふうに思います。

落合部会長 先ほど浅岡委員が言われていた中で、保険業界の情報提供義務ですね。PL保険の処理が、具体的なところは難しいんでしょうけれども、どういうレベルでどういうものについてはどのくらい処理があったのかとか、そういう情報はこれは先ほど大羽委員のあれですと……。

大羽委員 トータル情報では出てくるんでしょうけれども、個別情報ではなかなか出てこないのではないのでしょうか。

落合部会長 それは情報義務を課すのも難しい？

大羽委員 それは、ある意味では法律等のお話になるでしょうね。今の段階では、まずもってお客様の個人情報ですから、秘密の管理ということになるわけでしょうから、それ

はなかなか難しいのではないのでしょうか。

落合部会長 そういう面もあるでしょうけれども、どういう事案はどのような形で解決されたかというのは全体に関係する問題で、そこでもし保険会社からある程度の情報が出てくると、全体に公平に解決するための情報としては非常に意味のある情報が出てくるとい感じもするので、その辺が顧客のプライバシーといいますが、そういうものの保護との中でどうバランスをとっていくかという論点もありそうですけど。

大羽委員 もう一つ、ただ今の部会長のお話ですと、保険会社の和解情報ですから、必ずしもそれがこれから普遍的な事例で当てはまるかどうかという問題もちょっとありますね。参考にはなるという程度のことだろうと思います。

落合部会長 そろそろ時間が、今、5時になりましたので、特に何かある場合以外は、では、浅岡委員。

浅岡委員 ぜひとも情報は出していきたいと思います。どのような事故例があるのかということを理解するだけでも大変有益だと思います。

私どもは、司法改革との関連で懸念していますのは、PLセンターでも裁定機能を持つところがありますが、例えば自動車で販売するときに、紛争はPLセンターで解決しますというようなことを書いていくなんでいうことが、起こらないと私は思いたいと思いますが、仲裁制度の在り方によっては、そんなことも心配しなくてはいけません。そのとき、どう対応するかなんていうことを心配しなくてはいけなくなるということは避けてもらいたいと思うことと、それは内閣府の中でそのことをよくお伝えいただきたいと思います。提訴になりました後の弁護士報酬の敗訴者負担制度も、裁判をもっと使いやすくする観点から、裁判を多くしてくれというのが保険会社としての要望でありましたので、現況から見ますと、こういうことで裁判抑止にならないように内閣府としてしっかりやっていただきたいと思います。

落合部会長 それでは時間になりましたので、本日の審議はこの辺で終了させていただきたいと思います。次回の日程等につきまして、事務局より連絡がありましたらお願いいたします。

3 その他

中村消費者企画課長 それでは、次回の日程でございますが、次回、第10回の消費者政策部会でございますが、11月5日の火曜日の15時半から18時ということで、場所はこの

会議室で開催する予定でございます。議題としましては、今のところ、公益通報者保護制度について御議論いただこうかと思っております。よろしくお願いいたします。

4 閉 会

落合部会長 それでは長時間御議論いただきましてありがとうございました。本日はこれで閉会にしたいと思います。

- 了 -